

令和４年度各局区等のユニバーサルデザインに関する施策、取組状況

■ 令和４年度の施策・取組数 ４００件 （令和３年度：４１１件）

《全体概要》

分野	件数	取組例
普及啓発	５６	・ 障害のある人、高齢者、性的少数者、多文化に関する理解促進 ・ 研修・講座、啓発冊子等による市民、事業者、職員への啓発 ・ ＵＤ担当部署（障害保健福祉推進室）のＵＤや手話言語に関する啓発事業 ・ 多機能トイレや優先座席等のマナー啓発、心のバリアフリーの普及啓発 ・ 自転車マナーの啓発 ・ 芸術活動を通じた多文化や障害のある人への理解啓発 ・ 教育分野における学びのユニバーサルデザイン化 など
まちづくり	１２６	・ 区役所その他の公共施設のＵＤ化・バリアフリー化 ・ 計画や基準等へのＵＤの考え方や多様な意見の反映 ・ 市役所新庁舎整備事業及び駅舎改修等に係るＵＤ審議会施設づくり部会への意見聴取 ・ 駅案内板、車両案内表示等の改修 ・ 公園、道路、駅等のＵＤ化・バリアフリー化 ・ 優良建築物の表彰、指導、宿泊施設のバリアフリー情報の公表等 ・ ソフト面でのまちづくりのＵＤ化の取組 など
ものづくり	３	・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく商品表示等の検討 ・ 伝統工芸を活用したユニバーサル製品の開発
情報	１０８	・ 印刷物、案内板の点字化、音声化、多言語化等 ・ 動画広報（手話通訳、字幕付き）の実施 ・ ホームページのアクセシビリティ向上 ・ 多様な手段による情報伝達 ・ 手話、要約筆記、点訳、音訳の奉仕員の養成 ・ ヒアリンググループ（移動型、卓上型）の設置・貸出し など
サービス	１４３	・ 催事での手話通訳、要約筆記、車いす席の確保、託児サービス等 ・ 窓口における工夫（表示、案内、備品） ・ ユニバーサルツーリズム（観光）の推進 ・ 多くの人にとって利用しやすい商店の拡大

※ 複数の区分にまたがる施策・取組は、各区分で計上しているため、上記の「施策・取組数」と各区分の合計は一致しない。

※ 令和４年度に中止・休止している施策等を含む。

《新規・充実事業》

普及・啓発

No. 19 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の周知・啓発

【保健福祉局】（令和4年度新規）

令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について庁内外に周知し、障害のある人のアクセシビリティ・コミュニケーションの向上を推進する。

No. 33 京都市すこやか賃貸住宅登録制度【都市計画局】（令和4年度充実）

高齢であること、障害があることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を「すこやか賃貸住宅」に、また、高齢者又は障害のある人の住まい探しに協力いただける不動産事業者を「すこやか賃貸住宅協力店」に登録し、高齢者や障害のある人から住み替えの相談があった場合に紹介している（令和4年6月から、対象を障害のある人にも拡大）。



まちづくり

No. 131 本会議場傍聴席の整備【市会事務局】（令和3年度充実）

誰もが利用しやすい本会議場傍聴席とするため、車いす専用スペース、聴覚障害者用テレビモニター及びヒアリングループを設置している（※ヒアリングループは、市庁舎整備において新たに敷設）。

No. 154 上下水道局総合庁舎（新庁舎）における取組【上下水道局】（令和4年度新規）

各所の段差解消や車いす等の移動空間の確保、見やすい文字サイズやピクトサインの活用、各階にオストメイト用設備を備えた多機能トイレを設置している。

目の不自由な方のため、歩道からエントランスロビーの総合受付までの誘導として点字タイルを設置。また、施設案内サインや多機能トイレの案内サイン、階段手すりに触知・点字加工を施している。

総合受付には、貸出用車いす、老眼鏡、筆談用ボード、外国人来庁者用の複数言語版（日本語・英語・韓国語・中国語）の施設案内図を設置している。

情 報

No. 272 図書館における対面朗読【教育委員会事務局】（令和3年度充実）

視覚障害のため読書が困難な方に対し、図書館内の対面朗読室において、ボランティアによる対面朗読を実施。

令和4年1月から中央図書館において、遠隔コミュニケーションアプリによる非来館型の対面朗読を実施。

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

56 126 3 108 143

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
1	職員研修の実施	行財政局 人事部人事課	新規採用職員研修において、ユニバーサルデザインの定義や原則等についての講義を実施している。 【令和元年度】 4月5日（金） 【令和2年度】 資料配布により実施 【令和3年度】 4月13日（火） 【令和4年度】 4月11日（月）、13日（水）※同内容		H30	継続		○				
2	京都市政出前 トークの実施	総合企画局 総合政策室	担当職員が市民の身近な場所に出向き、本市の取組等を説明する「京都市政出前トーク」のテーマに、平成16年度から、「ユニバーサルデザイン」に関するテーマを加え、普及推進に取り組んでいる。 申込者から手話通訳又は要約筆記の派遣依頼があった場合、無料で手話通訳者又は要約筆記者を派遣している。また、視覚に障害のある方も利用しやすくするため、京都市情報館にテーマ集の音声読上げ版を掲載している。		H16	継続		○			○	○
3	誰もが参加しやすい環境の整備	総合企画局 総合政策室	傍聴可能な会議や説明会、ワークショップ等において、子どもと一緒に参加できる工夫、休日など参加しやすい時間帯での開催、参加しやすい場所の工夫、通訳や要約筆記の整備、ヒアリンググループの使用等、誰もが参加しやすい環境を整備することを市民参加推進計画に記載し、推進している。		—	継続		○				
4	京都市平和祈念 事業	総合企画局 総合政策室	国や地域を超えた人と人とのふれあいや異文化を楽しんでいただくことにより、異文化への理解を深め、平和の尊さを感じていただくため、（公財）京都市国際交流協会が実施する「kokokaオープンデイ」とのタイアップにより、平和祈念事業を実施。 令和3年度は原爆ポスター、広島市立基町高等学校の高校生が作成した「原爆の絵」の展示を実施。		H20	継続		○				
5	男性・女性に偏らない表現に配慮した印刷物の作成	文化市民局 共生社会推進室	広報誌やポスターといった印刷物をつくる際、男女双方が想定された表現にする（男女いずれかに偏った表現にしない）ように配慮をしている。			継続		○				
6	人権総合情報誌の発行	文化市民局 共生社会推進室	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えていただくことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行し、市施設等で配布するとともに、市内の企業・事業所約3,000箇所に送付する。			継続		○				
7	職員向けのLGBT等の性的少数者に関する手引き（多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～）の作成	文化市民局 共生社会推進室	本市職員が率先して性の多様性について理解を深めるとともに、状況に応じて適切な対応ができるようにするため、職員向けのハンドブック「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成した。また、民間企業等にも活用していただけるよう、京都市ホームページにも掲載した。 令和3年11月改定（公共施設の利用における配慮・対応について記載）		H30	継続		○				
8	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	文化芸術による共生社会の実現に向け、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談窓口の設置・運営など、文化芸術の力により社会課題の解決や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組んでいる。		H29	継続		○				
9	企業向け人権啓発講座	文化市民局 共生社会推進室	時宜を得た人権課題をテーマとした、企業の経営者、総務・人事責任者、人権研修推進者等向けの人権講座を、講演、事例発表、パネルトークなどの手法により、開催している。			継続		○				
10	啓発冊子、アイデア・ヒント集の発行	保健福祉局 障害保健福祉推進室	みやこユニバーサルデザインを多くの人に知っていただくことを目的として、みやこユニバーサルデザインに関する各種周知リーフレットや冊子を発行するほか、一律に基準を定めにくい分野に焦点を当てたアイデア・ヒント集を発行する。 直近では、平成29年度に「分かりやすく伝えるための手引き」及び「コミュニケーション支援ボード」を発行した。 (冊子発行年：平成17、18、20～25、27、29)		H18	継続		○				
11	ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣	保健福祉局 障害保健福祉推進室	ユニバーサルデザインを採り入れたものづくりやサービスに取り組んでいる企業や団体等の要請に基づき、市内外のユニバーサルデザイン研究者、実践者を派遣し、必要な助言や支援を行うことにより、派遣先企業・団体の取組促進や他団体への波及を図る。		H18	継続		○				

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
12	みやこユニバーサルデザイン賞	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	幅広い層を対象に、まちづくり、ものづくり、情報・サービスの提供に関する具体的なユニバーサルデザインの取組やアイデアを募集する。募集や優秀作品の表彰・公表を通じて、ユニバーサルデザインの考え方の定着や取組促進を図る。 平成29年度から「UDショートメッセージ部門（令和3年度から「エピソード部門」）」を創設し、本市「人にやさしいサービス宣言店」の取組やその身近な人にやさしい取組に触れたときに芽生えた感謝の気持ち、街中での高齢者や障害のある方への配慮等を見聞きして感じたことなどについてのエピソードを募集している。 令和3年度は、多くの人にUD賞及びユニバーサルデザインについて知っていただくため、四条通地下道で受賞作品の展示を実施した（R4. 2. 3～R4. 4. 3）		H18	継続		○				
13	職員啓発	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	本市職員を対象として、印刷物やホームページ、講演会等、様々な場面における情報発信の留意点を示した冊子「わかりやすい情報発信の手引き」や「わかりやすい印刷物のつくり方」を配布し、情報を発信する側の意識啓発を図る。		H17	継続		○				
14	多機能トイレの利用に係る表示等の啓発	文化市民局 共生社会推進 室 保健福祉局障 害保健福祉推 進室	車いす使用者や身体が不自由な方々に加え、性的少数者など、外見上は多機能トイレが必要だと分かりづらい方々もより利用しやすくなるよう、市施設における表示や啓発文を以下のとおり充実させた。また、内容をホームページに掲載し、民間施設への普及も図る。 ・名称を「多機能トイレ」に統一 ・備えている機能を、統一のピクトグラムで分かりやすく表示 ・一般トイレを利用できる人は、一般トイレを利用するよう、啓発文をリニューアル	H27	H27	継続		○				
15	ほほえみ交流活動事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	学校や地域の活動に、手話や車いすなどの障害体験学習や障害や障害のある人の理解促進のための講演の講師を障害者団体から派遣する。		H25	継続		○				
16	障害者差別解消法の周知啓発	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	障害者差別解消法（28. 4月施行）及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」（28. 1月策定）に基づき、庁内に対して、法の趣旨や対応要領を浸透させ、本市が差別の解消に向けた取組を積極的に推進するとともに、市民及び事業者等に対して法の周知啓発を行う（研修の実施、リーフレットの作成・配布、講師派遣など）。 令和3年度に、これまでの相談事例をもとに事例集を作成し、市民、事業者に広く配布している。	H27	H27	継続		○				
17	ヘルプマークの配布・啓発	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	平成28年4月から京都府が配布を開始したヘルプマーク※について、府と連携し、各区役所・支所等での配布や、地下鉄各駅や区役所等でのポスター掲示等を行う。 ※ヘルプマーク 内部障害や難病の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたもの	H28	H28	継続		○				
18	京都市版ヘルプカードの作成・普及	保健福祉局 障害保健福祉 推進室 消防局 市民安全課	障害のある人などが、カードに自身の障害特性や具体的に支援してほしいこと、医療情報や処置の際の注意事項などを書いておき、身に付けておくことで、必要な時に、周囲の人や救急隊などから必要な支援を受けられるよう「京都市版ヘルプカード」を作成し、配布する。		R元	継続		○				
19	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の周知・啓発	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について庁内外に周知し、障害のある人のアクセシビリティ・コミュニケーションの向上を推進する。	R4	R4	新規		○			○	
20	京都市手話言語条例の周知啓発事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	京都市手話言語条例（28. 4月施行）に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及のため、庁内及び市民・事業者等に対して周知啓発を行う。（研修の実施、リーフレットの作成・配布など）		H28	継続		○				
21	はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（平成30年～令和5年）	保健福祉局 障害保健福祉 推進室 子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課	改正障害者基本法の趣旨や、市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者施策の実施状況等を踏まえながら、総合的に障害者施策を推進するために策定し、施策・事業の更なる推進を図る。			継続		○				
22	京都市発達障害者支援センター市民向け公開講座	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	発達障害に対する市民の理解を深めるとともに、発達障害者が暮らしやすい社会を構築することを目的に市民向けの公開講座を開催する。			継続		○				

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

56 126 3 108 143

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
23	京都市地域リハビリテーション推進事業	保健福祉局 地域リハビリテーション推進センター	障害のある方やその家族、支援者及び市民を対象として、本市における地域リハビリテーションの推進及び充実を図るとともに、福祉・介護サービス等の質の向上を目指す目的で、「障害者福祉サービス事業所等訪問支援事業」、「地域ガエルのお出かけ講座」、「電動車椅子講習会」及び「からだの動きに障害のある方の体力測定会とからだの相談会」等を実施する。			継続		○				
24	京都市高次脳機能障害者支援	保健福祉局 地域リハビリテーション推進センター	高次脳機能障害に対する理解を深めるとともに高次脳機能障害のある方が暮らしやすい地域社会を構築することを目的として、高次脳機能障害のある方やその家族、支援者及び市民向けに「入門講座」、「地域ガエルのお出かけ講座（再掲）」を実施する。			継続		○				
25	こころの健康講座・研修	保健福祉局 こころの健康増進センター	精神障害の理解に関する講座・研修の実施		—	継続		○				
26	認知症サポーター等養成事業	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、その講師となるキャラバンメイトを養成することを通して、住みやすいまちの実現を図る。		H18	継続		○				
27	認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課	ア 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医が講師となり、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を行う。 イ 京都市内における病院勤務の医師、看護師、リハビリ職や薬剤師等の多職種の医療従事者が、認知症の基礎知識、認知症患者や家族に対する幅広い対応スキルを身につけるとともに、医療と介護の連携の重要性等について習得するための研修を実施することにより、病院での認知症患者の診療等の適切な実施を図る。			継続		○				
28	京都はぐくみ憲章の推進	子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室	平成19年2月に制定した「京都はぐくみ憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において実践行動につなげ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を図る。 平成23年4月に施行した「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき、「推進協議会」の開催や、毎年度の具体的な取組項目を定める「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした普及啓発活動等（講演会開催等）の取組を通じて、憲章の一層の普及促進に取り組んでいる。		H19	継続		○				
29	京都やんちゃフェスタ（第1部、第2部）	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	子どもや子育て中の家庭を中心に、幼児から高齢者までのすべての市民が楽しめて、交流できる機会の提供を目的に、各種展示コーナーやステージイベント等を実施する。		H18	継続		○				
30	第69回 近畿児童福祉施設スポーツ大会	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	スポーツを通じて児童養護施設等に入所している児童の健全・活発な心身と協力心を養い、同時に参加者相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。		—	継続		○				
31	「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発	都市計画局 歩くまち京都推進室	平成22年1月に制定した「歩くまち・京都」憲章では、だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ることを謳っている。 様々な機会を通じて、憲章に描かれたまちの姿を市民に広く伝え、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を目指す。		H21	継続		○				
32	心のバリアフリーの普及啓発	都市計画局 歩くまち京都推進室	市民が「心のバリアフリー」について学び、気付いたことを行動に移していくため、「心のバリアフリー ハンドブック」の周知等による普及啓発に努める。		H25	継続		○				
33	京都市すこやか賃貸住宅登録制度	都市計画局 住宅室 住宅政策課	高齢であること、又は障害があることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を「すこやか賃貸住宅」に、また、高齢者又は障害のある人の住まい探しに協力いただける不動産事業者を「すこやか賃貸住宅協力店」に登録し、高齢者や障害のある人から住み替えの相談があった場合に紹介している。（令和4年度から対象を障害のある人にも拡大）		H24	追加（充実）		○				○
34	自転車政策の推進	建設局 自転車政策推進室	だれもが安心して心地よく行き交うことができるまちを目指して、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、ガイドラインに基づく自転車走行環境整備、ルール・マナーの周知徹底、放置自転車対策等の取組を進めている。		H26	継続		○	○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

56 126 3 108 143

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
35	自転車利用者のマナーアップの取組	北区役所 地域力推進室	年4回ターミナルにおいて、路上駐輪の禁止・早めのライト点灯・暴走行為等の追放などの街頭啓発を行っている。			中・休 止		○				
36	自転車マナーの向上啓発活動	上京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	区内の重点取組地域において、自転車の安全利用などの啓発活動を行っている。			継続		○				
37	上京区ふくしをなんでもしっとこ講座	上京区役所 保健福祉セン ター 健康長寿推進課	上京区においては、急速な少子高齢化や家族規模の縮小により、高齢化の単身世帯や障害のある方など、日常生活において支援を必要とする人が今後ますます増加すると思われる。このような状況において誰もが不安なく、住み慣れたまちでいきいきと暮らし続けるためには、お互いが理解を深め、共感できる温かい心を持ち、共に支えあうことが必要である。そこで、誰もが参加したくなるような福祉に関する身近な話題を取り上げ、グループワーク等を盛り込みながら講座を開催し、ともに知識を深めるとともに、区社協や地域団体と連携し、地域の方ひとりひとりの顔が見える関係づくり、絆づくりを行うことを目的とする。			継続		○				
38	人権啓発作品展	中京区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	中京区民ふれあい事業実行委員会では、障害への理解・認識を深め、障害のある方と社会との橋渡しをするため、授産施設において利用者が作成した作品の展示を開催。		一	継続		○				
39	自転車放置防止の取組推進	東山区役所 地域力推進室	東山区交通安全対策協議会では、あらゆる歩行者が安心して通行できるよう、駅周辺や繁華街における自転車放置防止の取組を行っている。区民自らが放置自転車の現況を調査したり、駐輪場や放置自転車撤去強化区域の拡大に向けて関係機関との協議を行っている。			継続		○				
40	人権啓発ポスター展	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	山科区地域啓発推進協議会では、毎年12月の人権月間に、地下鉄柳辻駅の展示場所「アートロードなぎつじ」に区内中学校生の人権に関するテーマで描かれた作品を展示している。			継続		○				
41	ふれあい“やましな”区民まつりにおける人権パネル掲示	山科区役所 地域力推進室	山科区地域啓発推進協議会では、多くの区民が集まる区民まつりで、人権啓発パネルを掲示している。			継続		○				
42	憲法月間「山科区憲法月間講演のつどい」又は、「山科区憲法月間映画のつどい」	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推進担当	山科区地域啓発推進協議会では、5月の憲法月間に、東部文化会館において、憲法が保障する人権をテーマに映画や講演会を行い、広く区民の皆様へ啓発を行う。			継続		○				
43	京都駅前周辺違法駐輪防止街頭啓発活動	下京区役所 地域力推進室	区内の重点取組地域において、違法駐輪防止などの啓発活動を行っている。			継続		○				
44	違法駐車に対する啓発活動	南区役所 地域力推進室	南区から違法駐車のない安心して快適なまちづくりをめざして、学区単位で、毎月1回、第2火曜日に、区民と関係行政機関が一体となって違法駐車に対する啓発活動を行っている。			継続		○				
45	自転車放置防止の取組(クリーン作戦の実施)	西京区役所 地域力推進室 洛西支所地域力推進室	毎月各駅周辺において、関係行政機関と地元住民が一体となり、道路上に放置されている迷惑駐輪追放の取組及び自転車利用者マナー向上のための街頭啓発活動等を行っている。 すべての人々にとって、安全、快適で暮らしやすい社会となるよう、継続した取組の推進に努めていく。		一	継続		○				
46	ふしみ人権の集い	伏見区役所 地域力推進室 深草支所 地域力推進室	「ふしみ人権の集い実行委員会」では、人権文化の更なる向上を図るため、伏見区の企業、各種団体、教育機関、行政、そして区民の皆様が手を携えて、地域、家庭、職場、学校といった日々の生活の中から「人権文化」を創造してこうとする取組を行っており、学習会の開催や、機関誌「いーくある」の発行など、人権問題を区民一人ひとりの課題として訴え、地域を基盤に広く市民の参加を求めた活動を積み上げてきている。その活動の集大成として、「ふしみ人権の集い」を開催している。			継続		○				
47	障害者等の対応研修の実施	交通局 自動車部 運輸課 高速鉄道部 運輸課	障害者等の対応研修を実施する。			継続		○				
48	公共交通機関利用者に対する、優先座席や多機能トイレの利用マナー向上の啓発	交通局 高速鉄道部 運輸課	・車内でのアナウンスやステッカー等により、啓発活動を実施する。 ・平成29年度末までに、優先座席を必要とする方が、これまで以上に安心してご利用頂けるよう、地下鉄全車両の優先座席のリニューアルを実施した。 ・市営地下鉄の優先座席にかかる車内アナウンスについて、令和2年4月1日から、お年寄りや身体の不自由な方等に加え、「ヘルプマークを身に着けた方へ座席をお譲りください」の文言を入れた内容に変更した。			継続		○				

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
49	目の不自由な方の 安全性向上に 向けた共同啓発 活動	交通局 高速鉄道部 運輸課	平成28年9月から、目の不自由な方のホームからの転落防止の取組を強化するため、京都ライトハウス及び京都府視覚障害者協会と共同でお客様間での「お声かけ」等の啓発活動を実施。		H28	継続		○				
50	「第28回民族の 文化にふれる集 い」の開催	教育委員会事務局 指導部 学校指導課 (人権担当)	韓国・朝鮮をはじめとする様々な民族や国の文化・芸術・生活等に直接ふれることを通して、教職員、保護者、子どもたちなど、より多くの人々が各々の文化に対する正しい認識を深めるとともに、古くから交流のあった民族や国の文化・伝統の多様性やちがいを知り、それぞれを価値のあるものとして認め、尊重していくための研修・啓発の場として平成4年から毎年開催している。また、実施会場は、車いすで来場される方の通路や座席の確保をはじめ、参加者が利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設とする。		H4	継続		○				○
51	小さな巨匠展	教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課	京都市の小中学校育成学級の児童生徒の作品を一堂に集め、学習成果の発表の一環として展示し、障害のある子どもたちへの市民の理解・認識を深めるとともに、これからの作品作りを通じて児童生徒の情操を豊かにし、学力の向上に資することで、総合育成支援教育の一層の振興を図る。		—	継続		○				
52	学びのユニバー サルデザイン化	教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課	LD等支援の必要な子どもを含むすべての子どもたちの学力向上を目指し、視覚的な教材の活用や板書の工夫などにより、誰もがわかりやすい授業を行う「学びのユニバーサルデザイン化」を実施。			継続		○				
53	天才アート展	教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課	NP0法人「障害者芸術推進研究機構」との協働により、障害のある人に芸術の創作表現活動の場を提供し、芸術作品の制作活動を支援。展示会を通して、障害者芸術への市民の理解・啓発を図る。		—	継続		○				
54	公衆便所整備	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課	ユニバーサルデザインの観点から多機能トイレの設置を行う等、だれもが利用しやすい公衆トイレの整備、既存公衆トイレの改修による利便性の向上に取り組んでいく。		—	継続			○			
55	観光地トイレの おもてなし向上 プロジェクト	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課	①「観光トイレ制度」の充実 平成27年7月に「京都市観光トイレ設置要綱」を改正し、維持管理に対する助成を充実するとともに、トイレの新設及び洋式便器化・バリアフリー化等の改修に対する助成を新たに設けた。 平成30年4月に、洋式便器化を含む改修に対する助成を充実した。 令和4年4月から、行財政改革による補助金見直しにより、トイレの新設及び洋式便器化・バリアフリー化等に対する助成は休止となった。 ②観光地の公衆トイレリニューアル 公衆トイレにおいて、洋式便器化、センサー式手洗い導入などのユニバーサルデザイン対応による機能性向上や、壁面塗装、外観等の整備を図り、清潔感向上の改修を行った（平成27年度着手、令和元年度終了）。		H27	継続			○			
56	市庁舎維持管理 事業	行財政局 総務部 庁舎管理課	車椅子を使っている人や身体に障害のある人、乳幼児を伴った人及びオストメイトの人にも利用できる設備として設置してる多機能トイレの増設等、ユニバーサルデザインの観点から、順次可能な整備を行う。			継続			○			
57	「京都市公共施設 マネジメント 基本計画」にお けるユニバーサ ルデザイン化事 業の推進	行財政局 財政室	公共施設等の適正管理について定めた「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成27年3月策定）を平成31年3月に改訂し、ユニバーサルデザイン化の推進方針を明記した。 なお、これにより、公共施設等のユニバーサルデザイン化について、令和8年度まで財政措置（「公共施設等適正管理推進事業債」の起債及び交付税の措置）が講じられることとなった。 【起債実績】なし 【起債予定】なし		H30	継続			○			
58	伏見区総合庁舎 整備	文化市民局 地域自治推進室	伏見区総合庁舎については、みやこユニバーサルデザイン推進条例のモデル施設になるよう「誰もが使いやすく安心ややさしさを感じられる総合庁舎」を基本方針の一つとする庁舎整備基本計画を策定しており、それに基づき整備を進め、平成21年10月に竣工し、同年12月28日に区民部及び福祉部を、平成22年1月12日に保健部を開所した。 また、すべての人に親しまれ快適に利用してもらうため、設計段階でワークショップや障害当事者を含む説明会等を開催し、利用者である市民の意見を積極的に採り入れている。		H17	継続			○			
59	右京区総合庁舎 整備	文化市民局 地域自治推進室	右京区における区民部と保健部の分散立地と庁舎の老朽化、狭隘化の解消及び市民サービスの向上を図るため、ユニバーサルデザインに基づき「太秦天神川駅周辺整備地区」において建設を進めていた再開発施設（サンサ右京）が平成20年2月に竣工し、同年3月10日に保健部（保健所）を、17日に区民部と福祉部（福祉事務所）を開所した。 また、すべての人に親しまれ快適に利用してもらうため、設計段階でワークショップや障害当事者を含む説明会等を開催し、利用者である市民の意見を積極的に採り入れている。		H14	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
60	左京区総合庁舎整備	文化市民局 地域自治推進 室	左京区総合庁舎については、ユニバーサルデザインに基づきバリアフリー化の徹底など、全ての人が安心して快適に利用できる機能と設備を備えた総合庁舎を目指し、「誰もが安心して快適に利用できる総合庁舎」を基本方針の一つとする庁舎整備基本計画を平成19年度に策定しており、それに基づき整備を進め、平成23年4月に竣工し、同年5月6日に区民部及び福祉部を、同年5月9日に保健部を開所した。 また、すべての人に親しまれ快適に利用してもらうため、設計段階でワークショップや障害当事者を含む説明会等を開催し、利用者である市民の意見を積極的に採り入れている。		H19	継続			○			
61	上京区総合庁舎整備	文化市民局 地域自治推進 室	上京区総合庁舎については、ユニバーサルデザインに配慮し、障害のある方や高齢者、外国籍市民など、だれもが使いやすい施設を目指し、「だれもが安心して利用できる総合庁舎」を基本方針の一つとする庁舎整備基本計画を平成22年6月に策定しており、それに基づき整備を進め、平成26年12月に竣工し、平成27年1月13日に区民部及び福祉部を、平成27年1月19日に保健部を開所した。 また、すべての人に親しまれ快適に利用してもらうため、基本設計段階でワークショップを実施したほか、実施設計段階では障害当事者を対象とした説明会等を開催し、利用者である市民の意見を積極的に採り入れている。		H22	継続			○			
62	西京区総合庁舎整備	文化市民局 地域自治推進 室	西京区総合庁舎については、誰もが安全かつ安心して庁舎を利用できるようユニバーサルデザインを導入し、「すべての人に優しく快適な庁舎」をコンセプトの一つとする西京区総合庁舎整備基本計画を令和2年3月に策定し、令和3年2月には基本設計を完了した。引き続き、実施設計等を進め、令和5年度中に竣工予定である。 また、すべての人に親しまれ快適に利用してもらうため、基本計画及び基本設計段階でワークショップを実施したほか、障害当事者を対象とした意見聴取を実施し、利用者である市民の意見を積極的に採り入れている。		R元	継続			○			
63	崇仁交流ゾーン 合築施設建設	文化市民局 地域自治推進 室	平成11年3月に策定した「京都市崇仁まちづくり計画」に基づき、人権文化の息づくまちづくりに向けた、交流とコミュニティ活動の拠点、保健・医療・福祉の総合的サービスの拠点となる合築施設（コミュニティーセンター（23〜いきいき市民活動センター）、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター、健康づくりコーナー等）の整備を進め平成20年4月に開所した。 この施設は、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化、英語・ハングル語の案内板の設置など、誰もが利用しやすい設備を整えている。		—	継続			○			
64	京都文化芸術都市創生条例、京都文化芸術都市創生計画の推進	文化市民局 文化芸術都市 推進室 文化芸術企画 課	「京都文化芸術都市創生条例」において、「高齢者、障害者及び青少年をはじめ、広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、必要な措置を講じる」という条文を掲げている。 また、「京都文化芸術都市創生計画」においては、「文化芸術施策や、施設におけるユニバーサルデザインの推進」、「障害のある方のための文化芸術情報の工夫」を施策として掲げて必要な取組を進めている。		H18	継続			○			
65	京都市動物園再整備	文化市民局 動物園	平成21年度に策定した新「京都市動物園構想」に基づき、動物園の再整備を行った。 いのちの大切さや環境保全の重要性を伝える場として、環境負荷の少ない施設整備を推進するとともに、子どもからお年寄りまでが楽しめるよう、ユニバーサルデザインを考慮していく。 平成22年度は「おとぎの国」、平成23年度は「もうじゅうワールド」、「ゾウの森（バク舎）」、平成24年度は「アフリカの草原」、「ひかり・みず・みどりの熱帯動物館」、平成25年度は「東エントランス・ツシマヤマネコ繁殖施設」、「管理棟・病院・救護センター」、「ゴリラのおうち〜樹林のすみか〜」整備を行った。平成26年度は「ゾウの森」、「京都の森」、「学習・利便施設」等の整備を行った。		H21	継続			○			
66	歴史資料館の施設整備	文化市民局歴 史資料館	平成20年度には玄関入口に樹脂製のスロープを設置し、段差を解消するとともに、点字ブロック及び障害者用点字案内付インターフォンを設置した。また、多くの利用者が移動する資料展示室から第二展示室への動線部分には、2段手すりを設置している。 さらに、身体障害者専用駐車場の確保、子どもや車椅子を御利用の方にも見やすい資料展示等、ユニバーサルデザインの観点に立った施設整備に取り組んでいる。 令和元年度には、ビデオディスプレイの大型化も行っている。		H20	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
67	スポーツ施設の バリアフリー化	文化市民局 市民スポーツ 振興室	「スポーツの絆が生きるまち推進プラン」京都市市民スポーツ振興計画（計画期間：平成23年度～令和7年度）の主要な施策の一つとして、「ひとにやさしい施設の改修・整備」を掲げており、スポーツ施設の再整備に当たっては、障害のある人もない人も誰もがスポーツに親しめるよう、ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化等を推進することとしている。 また、スポーツ施設の新増設の際も、ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化等に取り組んでいく。		H23	継続			○			
68	ユニバーサルデザインの考え方を採り入れた大規模小売店舗に対する「京都市商業集積ガイドプランに関する運用基準」の適用	産業観光局 地域企業イノベーション推進室	次の2つの要件を満たす計画を有する大規模小売店舗については、「京都市商業集積ガイドプラン」で定める「望ましい店舗面積の上限の目安」を1割の範囲で運用することができる。 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」及び京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の規定による「当該対象建築物等をバリアフリーにするために誘導すべき対象施設の構造及び配置に関する別に定める基準を満たすこと。 2 手話対応、盲導犬・介助犬及び聴導犬の入店受入れ等、UD推進指標に掲げる内容を積極的に採り入れていること。			継続			○			
69	名所説明立札等 充実整備	産業観光局 観光MICE推進室	国内外からの観光客の利便性の向上を図るため、観光案内標識（名所説明立札、観光案内図版、案内標識、現在地表示板）の維持管理を行う。		H16	継続			○			
70	観光案内標識 アップグレード プロジェクト	産業観光局 観光MICE推進室	平成23年度から平成27年度まで、「観光案内標識アップグレード指針」に基づき、市内の観光エリアにおいて順次観光案内標識の整備を進めてきた。 平成30年度からは、混雑緩和策として観光客が集中するエリアや観光客の分散化の一環として、分散先の案内標識を充実する。 令和4年度は既存の案内標識の維持管理を行う。		H23	継続			○			
71	宇多野ユースホ ステル再整備	産業観光局 観光MICE推進室	昭和34年の開所以来、約50年が経過し老朽化が進んでいた宇多野ユースホステルを誰もが使いやすい施設として再整備し、平成20年7月12日にリニューアルオープンを行った。 ・各階ともフルフラットとし、アプローチから玄関ホールを通り、それぞれの宿泊室まで段差を感じずに行けるように工夫 ・基本的に引き戸を採用することで開閉による衝突の危険性をなくし、誰もが開けやすいように工夫 ・多機能便所を充実させ、和式・洋式両方の便所を設置 ・ピクトグラムや4箇国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）、点字によるサイン表示 ・フロントに使いやすい方を選べる2段の受付カウンターを設置 ・屋外テニスコート、バーベキュー場への通路にスロープを設置など		H20	継続			○			
72	大規模小売店舗 立地法の届出に おける地域・社 会貢献に関する 取組の促進	産業観光局 地域企業イノベーション推進室	大規模小売店舗立地法の届出において、地域・社会貢献（高齢者や障害者等に配慮した店舗設計等、ユニバーサルデザインに関する内容を含む）に関する取組の促進を図るため、事業者に助言指導を行っている。 また、市内店舗における地域・社会貢献に関する方針や活動内容、店舗の方々の思いなどをレポートとしてまとめ、紹介している。			継続			○			
73	みやこユニバー サルデザイン審 議会の運営（利 用しやすい施設 づくり部会）	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	みやこユニバーサルデザイン推進状況の報告や、推進に関する意見などをいただき、推進方策に反映することを目的として、「みやこユニバーサルデザイン審議会」を設置。 審議会に「利用しやすい施設づくり部会」を設置し、新築（大規模改築含む）旅客施設の設計段階での意見聴取、完成後の事後検証を行い、参考意見として事業主に伝えている。		H18	継続			○			
74	介護予防拠点整 備事業	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室健康長寿企 画課	介護予防事業の会場の一つとなる老人福祉センターのうち、老朽化が著しい施設について、和室のフローリング化や便器の洋式化等の改修を行うもの			継続			○			
75	高齢者福祉施設 整備事業	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室介護ケア推 進課	日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方を養護する特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の整備に助成する。 平成30年度新規2件くおんまえどおり、桂まほろばテラス／令和元年度新規3件く御陵洛東園（仮称）、大枝美郷（仮称）、すないの家太秦（仮称）／令和2年度洛東園（増床）、御陵洛東園、大枝美郷、おんまえどおり（増床）／令和3年度予定 すないの家太秦、地域密着型総合福祉施設ふなおか（仮称）（特養、短期）／令和4年度予定 京都山科すみれ園（仮称）、特別養護老人ホーム宝生苑（増床）			継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

								561203100143				
No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者差別解消法	開始年度	区分	完了年度	指針の分野				
								普及推進	まちづくり	ものづくり	情報づくり	サービスづくり
76	小規模多機能型居宅介護拠点整備助成事業	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する（看護）小規模多機能型居宅介護拠点の整備に助成するもの 平成30年度新規4件<おんまえどおり、かたぎはら、墨染の家ほっこり、醍醐の家ほっこりはなれ>/令和元年度新規1件<健光園あらしやま>/令和2年度かんたき北山/令和3年度予定地域密着型総合福祉施設ふなおか（小多機）/令和4年度予定なし			継続			○			
77	介護保険事業（住宅改修費の支給）	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	介護保険の要介護（要支援）認定を受けた方が、在宅で生活するうえで支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況等に応じた住宅の改修にかかる費用について、その9割（本人の負担割合に応じて異なる）を支給するもの。 ※改修費の限度額：1住宅当たり20万円（支給額は18万円（本人の負担割合に応じて異なる））			継続			○			
78	保育所等待機児童ゼロの継続（保育所整備助成）	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	児童福祉の最低基準や建築基準法上の指導だけでなく、障害者用ブロックによる標示誘導、階段の手すり設置や床面の段差解消など、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、人にやさしいまちづくり要綱に適合するよう助言する。		H13	継続			○			
79	児童館整備事業	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	児童館整備において、入口のスロープ、点字タイル及び多機能トイレを設置するなど、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れている。		—	継続			○			
80	第二児童福祉センター管理運営	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター	平成23年度から旧改進黨コミュニティセンター及び旧改進黨第二福祉センターを改修し、平成24年度に第二児童福祉センターを開所した（京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例基準に適合）。 ○多機能トイレ：各階1箇所、計5箇所 ・トイレ内のおむつ交換台の設置 ○点字ブロック設置 ○点字案内板の設置 ○来庁者貸出用車いす設置 ○ベビーベッドの設置（2箇所） ○階段手すりの設置		H23	継続			○			
81	桃陽病院庁舎における身体障害者等対応施設の取組	子ども若者はぐくみ局 桃陽病院	・多機能トイレの設置、ベビーキープの設置及び便器の洋式化（平成14年度） ・患者にやさしく段差を解消して、診察室のフロアを完全バリアフリー化（フラット）（平成16年度） ・車いす利用者や子どもが容易に庁舎に入れるよう、玄関部分の段差を改修してスロープを設置したり、病院にいられた方が迷わずに目的地に行けるよう、見やすい、わかりやすい案内表示板の改修と、誘導線の改修を実施（平成17年度） ・京都おもいやり駐車場を設置（平成27年度）		H14	継続			○		○	
82	京都市こども体育館の整備	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	子どもを対象にスポーツ活動を行っている団体が利用する施設であるので、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインの視点から企画・設計を行った。具体的には、エントランスホールの段差ゼロ化、多機能トイレの設置、トイレ入口の握りやすい取っ手の引き戸、シャワー室・脱衣室への手すりの設置、アリーナの車いす使用者用観覧席の設置等に取り組んだ。		H18	継続			○			
83	こどもみらい館施設等の改善	子ども若者はぐくみ局 こどもみらい館	建築時（平成11年12月23日開館）において、段差もなく、乳幼児用階段手すり等が設置されるなど、バリアフリーを念頭においた施設となっている。毎年、利用者に対してのアンケート調査を実施し、利用者が求めるサービスの把握に努めており、多機能トイレ、おむつ替えシート、授乳室等を設置している。			継続			○			○
84	届出駐車場の基準適合審査	都市計画局 都市企画部 都市計画課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び京都府福祉のまちづくり条例の規定により、車いす使用者駐車施設の設置が義務付けられている届出駐車場について、駐車施設の基準に適合しているかを審査している。		H7	継続			○			
85	「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づく指導	都市計画局 建築指導部 建築審査課	平成14年7月のハートビル法改正を受け、新築や改修される建築物等に対するバリアフリー整備の推進のために京都市独自の条例を制定し、平成16年10月から施行している。 平成23年2月には「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」を開始し、一定のバリアフリー整備がなされた建築物に対して「優良建築物マーク」を交付している。 条例改正により、令和3年10月から、宿泊施設の客室内部の基準の新設やバリアフリー情報の公表制度を開始している。	R3	H16	継続			○			
86	既存公共建築物のバリアフリー化の推進	都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備	「京都市人にやさしいまちづくり要綱」制定（平成7年4月）以前に建築された公共建築物において、平成14年度から5箇年で実施した調査結果に基づき、平成20年度から4年間にわたり、特に不特定多数の人が利用する施設を対象にバリアフリー改修緊急対策事業を実施した。事業完了後も未改修施設のバリアフリー化に向けて継続的に取り組んでいる。		H20	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

56 126 3 108 143

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
87	京都市公共建築デザイン指針に基づく公共建築の整備	都市計画局 公共建築部 公共建築企画課 公共建築建設課 公共建築整備課	公共建築の整備に際して、平成12年3月に策定した「京都市公共建築デザイン指針」に基づき、個性豊かなまちなみの形成、ユニバーサルデザインの導入、環境への負荷低減、防災・安全性への対応、ライフサイクルコストの縮減などに取り組み、すべての人が安全かつ快適に利用できる施設づくりを推進している。		H12	継続			○			
88	交通バリアフリーの推進	都市計画局 歩くまち京都推進室	平成24年3月策定の「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」で選定した10地区(11駅)の「重点整備地区」について、地区内のバリアフリー化に関する基本方針やバリアフリー化を図る施設及び経路の事業実施概要を定めた「移動等円滑化基本構想」を策定している。 令和3年度は、基本構想に基づく駅のバリアフリー化(西大路駅(JR西日本)及び鳥羽街道駅(京阪))や京都駅(JR西日本)の転落防止対策に対して補助金を交付した。		H23	継続		○	○			
89	京都市あんぜん住宅改善資金融資 バリアフリーリフォーム融資	都市計画局 住宅室 住宅政策課	市民が居住する住宅のバリアフリー化(特に高齢者等の居住を条件としていない)について、低利で融資をあっせんしている(民間金融機関等から市民が低金利の融資を受けることが可能な状況が整っていることなどから、平成30年度から新規受付を休止している)。		H19	中・休止			○			
90	安心すまいづくり推進事業 すまいに関する総合的な相談業務	都市計画局 住宅室 住宅政策課	「京(みやこ)安心すまいセンター」を窓口として、市民の住宅に関わる様々な相談に無料で対応している。すまいに関する一般的な相談に応じる一般相談や、一般相談では対応できない高度な内容の法律、建築、不動産、分譲マンション管理の4分野については、日曜日に専門家が応じる専門相談も受付けている。また、必要に応じて訪問相談を実施することもある。		H8	継続			○			
91	高齢者に配慮した住宅の普及促進	都市計画局 住宅室 住宅政策課	高齢者の安定した居住を確保するため、高齢者の身体機能に対応した設計、設備など高齢者に配慮された優良賃貸住宅を経営する認定事業者に対して、入居者が負担する家賃減額に係る費用の補助を行っている。		H12	継続			○			
92	市営住宅住戸の高齢者等対応	都市計画局 住宅室 住宅管理課 すまいまちづくり課	「京都市市営住宅ストック総合活用指針」(令和3年9月策定)に基づき、市営住宅の住戸における段差の解消及び手すりの設置などを実施する。			継続			○			
93	市営住宅へのエレベーター等設置事業	都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課	「京都市市営住宅ストック総合活用指針」(令和3年9月策定)に基づき、階段昇降の負担を軽減するため既存市営住宅にエレベーター、スロープの設置を実施する。		—	中・休止			○			
94	市営住宅の団地再生事業	都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課	「京都市市営住宅ストック総合活用指針」(令和3年9月策定)に基づき、団地単位での建替えや入居者移転等を総合的に実施する団地再生事業を進める中で、バリアフリー化などの住環境の向上を図る。		—	中・休止			○			
95	通行支障柱移設事業	建設局 土木管理部 道路河川管理課	だれもが安心して通行できる歩道を確保するため、歩道の有効幅員が80センチ未満の箇所における電柱等を「通行支障柱」として位置付け、市民からの要望や通行量を踏まえ、緊急性の高いものから、順次移設に取り組んでいる。		H9	継続			○			
96	道路環境のバリアフリー化の推進	建設局 道路建設部 道路環境整備課	「京都市交通バリアフリー全体構想」で選定された14箇所の重点整備地区及び「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」で新たに選定された10箇所の新重点整備地区において、高齢者や身体に障害がある方などすべての人が、安全・快適に安心して移動できるよう、歩道の段差・勾配の改善等の道路環境の整備に取り組む。		—	継続			○			
97	電線類の地中化などの無電柱化の推進	建設局 道路建設部 道路環境整備課	安全で快適な通行空間の確保・都市景観の向上・都市災害の防止・情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から、電線類の地中化などの無電柱化に取り組む。		—	継続			○			
98	あんしん歩行エリア(松ヶ崎地区)整備事業	建設局 道路建設部 道路環境整備課	平成21年3月に指定された「あんしん歩行エリア(松ヶ崎地区)」内において、新左京区総合庁舎へのメインアクセスルート等を中心に、同地区の交通安全対策方針を策定し、歩道や歩車共存道路を整備する。		—	継続			○			
99	都市公園の整備	建設局 みどり政策推進室	すべての人に親しまれ、快適に利用してもらえるよう、ワークショップ等を開催し、利用者である市民の意見を積極的に採り入れ、地域にふさわしい公園の整備に取り組んでいく。 また、設計段階から、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、進入路の拡幅や、勾配、段差の解消、手すりの設置、多機能トイレの設置などを進めていく。		—	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
100	京阪本線淀駅周 辺整備事業	建設局 道路建設部道 路建設課	踏切の影響により交通渋滞が著しい京阪本線淀駅周辺について、鉄道を高架化することにより踏切を除却し、併せて駅舎、緩衝側道及び駅前広場を整備し、利用者の交通環境の改善と利便性を確保する。		H26	継続			○			
101	阪急京都線（洛 西口駅付近）連 続立体交差化事 業	建設局 道路建設部道 路建設課	阪急京都線の桂駅以南において、踏切部での慢性的な交通渋滞により都市機能が阻害されていることから、鉄道を高架化し、複数の踏切を一体的に除却することで、交通渋滞の解消と都市交通の円滑化、地域の活性化を図る。併せて、既設洛西口駅の高架化により、利用者の利便性向上を図る。		H27	継続			○			
102	京都おもいやり 駐車場利用証制 度（府制度）	区役所他 市内公共施設	車いすマーク駐車場を必要とする人等に利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する京都おもいやり駐車場制度に登録する。令和元年度においては、京都市役所分庁舎において思いやり駐車場を2箇所登録。 全施設数81箇所、車いすマーク駐車場143区画、プラスワン駐車場40区画（令和2年7月1日現在）		H23	継続			○			
103	庁舎の整備	北区役所 地域力推進室	オストメイト対応型多機能トイレを本庁舎1階、西庁舎1階多機能トイレに設置			継続			○			
104	庁舎入口誘導 チャイム（感知 式）の設置	北区役所 地域力推進室	視覚障害者が安心・安全に庁舎に来庁できるよう設置した。			継続			○			
105	案内表示等の見 直し	北区役所 地域力推進室	区役所改革実践チームにおいて、紛らわしくて分かりにくい案内表示の検討を行い改善した。 平成29年度には、庁舎案内板をリニューアルし、従来の日本語のみの表記から4ヶ国語（日本語、英語、中国語、ハンガール語）表記に変更した。			継続			○			
106	北区基本計画に おける取組の推 進	北区役所 地域力推進室	「北区基本計画」のまちの将来像を実現するための13の目標の中で「すべての人権が尊重されるまち」、「障害がある人との交流があるまち」を掲げている。その目標に向けて、ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいく。		R3	継続			○			
107	庁舎の整備	上京区役所 地域力推進室 総務・防災担 当	○多機能トイレ設置（各階1箇所、計4箇所） ○各所点字ブロック設置 ○来庁者貸出用車いす設置（2台） ○身体障害者用駐車場の確保（1台分） ○車いす対応型エレベーターの設置 ○階段手すり設置（盲人用点字案内板付） ○各課車いす対応型カウンターの設置 ○自転車放置防止の取組推進（様々な歩行者が安心して通行できるよう、放置自転車への警告札貼付、整頓など） ○ヒアリングループの設置 ○耳マークの設置 ○各階、エレベーター内案内板に点字案内を設置 ○各所音声案内稼働 ○入口に区役所職員と会話ができるインターホン付案内板を設置 ○黄色の段鼻タイルを敷設し、階段段差を明確化 ○補助犬用トイレの設置			継続			○			
108	外国籍市民にも わかりやすい行 政サービスの提 供	左京区役所 地域力推進室 総務・防災担 当	外国籍市民にもわかりやすい行政サービスを提供するため、左京区役所職員プロジェクトチームの主導により案内表示を補完するものとして、平成28年3月に、目的別に4ヶ国語表記をしたリーフレットを作成した。			継続			○		○	
109	庁舎の整備	左京区役所 地域力推進室 総務・防災担 当	・平成23年5月に移転した新総合庁舎において、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを導入している。 ○ベビーチェア、ベッド、オストメイト対応設備を備えた多機能トイレ設置 ○授乳室設置 ○点字ブロック、点字案内板、音声案内装置設置 ○会議室に赤外線補聴システム設置 ○車いす用カウンター設置 ○身体障害者用駐車スペース、思いやり駐車場設置 ○来庁者貸出用車いす設置 ○4ヶ国語案内板設置 ○総合案内カウンターの設置 ○職員研修の実施 ・平成29年5月8日付け組織改正に伴うレイアウト変更により、障害保健福祉課の執務室が2階から3階に移転したため、3階エレベーターホールから当該執務室までの部分について、新たに点字ブロックの敷設を実施 ・多機能トイレにおいて、備えている機能の表示ステッカー等を掲示（令和元年度） ・医療衛生コーナーの移転及び健康長寿推進課の組織改正に伴い、音声案内装置のアナウンス内容を変更（令和2年度）	H29	H23	継続			○		○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
110	庁舎案内表示の改善	中京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	従来の庁舎案内表示を利用者にとってよりわかりやすいものとするために、平成25年度から、プロジェクトチームにおいて内容を検討し、改善を行っている。今後も引き続き検討と改善策を講じる。 (庁舎整備) ○正面玄関スロープ設置 ○多機能トイレの設置(4箇所) ○トイレ内へのおむつ交換台の設置(2箇所) ○多機能トイレにベビーチェア、おむつ交換台を設置(2箇所) ○1階多機能トイレにオストメイト対応設備設置 ○点字ブロック、点字案内板の設置 ○車椅子に対応した窓口カウンターの設置 ○来庁者用の車椅子の設置 ○「耳マーク」表示板の掲示 ○エレベーター内点字案内板、障害者用ボタンの設置 ○各階トイレ入口に案内表示を掲示 ○各階トイレ手洗い場所に杖・傘置きを設置 ○正面玄関に来庁者向けの情報を発信する案内モニターを設置		H25	継続			○			
111	庁舎の整備	東山区役所 地域力推進室	○点字ブロック・点字案内板・音声案内設置 ○多機能トイレ(車いす対応・ベビーチェア・オムツ替え台・子ども用便座・手すり・呼出ボタン・オストメイト用機能(4箇所)) ○来庁者貸出用車いす設置 ○身体障害者用駐車スペース(2台) ○身体障害者対応型エレベーター及びエレベーター内ミラー設置 ○北館南館連絡通路内において雨天時における滑り止め塗装を施工(転倒防止対策) ○北館における鉄製支柱2本の隙間をアクリル板にてカバー(挟まれ防止事故対策) ○南館における階段の照明を増設(転倒等事故防止対策) ○北館において階段下部に危険防止カバーを設置(子どもが頭部を打つ可能性があるため) ○北館地下2階～地下1階階段に手すりを設置 ○温水洗浄便座の設置 ○段鼻敷設による階段段差の明確表示(北館2階～1階、北館1階～地下1階、南館1階) ○授乳室設置			継続			○			
112	庁舎の整備	山科区役所 地域力推進室 総務・防災担当	山科区総合庁舎は、誰もが利用しやすい区役所を目指し、順次、庁舎の整備を行っている。 ○多機能トイレの設置 ・オストメイト、おむつ交換台、ベビーチェアの設置 ○点字ブロックの設置 ○正面入口スロープの設置 ○身体障害者用駐車スペース(2台分)の設置 ○正面入口視覚障害者用チャイムの設置 ○来庁者貸出用車椅子の設置 ○ヒアリンググループの設置 ○常設の授乳室の設置			継続			○			
113	乳児健診及び予防接種時におけるおむつ交換台の設置	山科区役所 保健福祉センター 子どもはぐくみ室	乳児健診(4か月児・8か月児)、予防接種(BCG)時に授乳室にしている部屋におむつ交換台を設置。(平成22年度)		H22	継続			○			
114	庁舎の整備	下京区役所 地域力推進室	○車いす対応型カウンター設置 ○音声案内等福祉対応型エレベーターの設置 ○身体障害者用駐車場の確保(3台分) ○多機能トイレの設置(車いす対応設備、おむつ交換台、ベビーキープ、自動水栓、オストメイト用汚物流し) ○点字案内板、点字ブロックの整備 ○庁内P Tにおける訪れやすい庁舎についての検討 ○駐輪場の整備による歩道の安全確保 ○筆談具の設置 ○受付番号案内モニターの文字拡大 ○授乳室の設置 ○区役所庁舎1階玄関及びエレベーター内庁舎案内図の英語表記 ○夜間等出入口に車いす用スロープを設置 ○庁舎1階ロビーのPタイル部分を、滑り止めシートに改修 ○イラストの活用による庁舎案内図の充実(非常階口、オストメイト用汚物流しの有無等をイラストで表示) ○ヒアリンググループを貸出 ○来庁者貸出用車いす設置			継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

								56	126	3	108	143
No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづく り
115	庁舎の整備	南区役所 地域力推進室	南区役所では開かれた区役所を目指し、誰もが利用しやすい環境の整備に取り組んでいる。 ○トイレ設備 多機能トイレ（各階）、オストメイト対応設備（1階）、ベビーベッド（3階、別館1階）、洗浄便座（各階、別館1階）、子ども用補助便座（全て）、おむつ交換台（1階）。 ○案内版（点字含む）設備 庁舎総合案内板の外国語表示化（英中韓3か国語に対応）、所属案内板の設置、南区役所案内版サイン修繕（令和2年度）。 ○車いす利用者対応設備 車いす対応型エレベータ、車いす対応型カウンター（平成29年度） ○駐車場及びスロープ設備について 職員用階段に手すり、人感センサーライトを設置（平成29年度）、駐輪場の通行スペース確保、車止めの修繕（視認性向上）（平成30年度）、敷地内通路段差にスロープ設置及び拡張（平成29・30年度） ○各課設備について 市民窓口課来庁スペースにベビーベッドの設置、子どもはぐみ室乳幼児健診待合スペースの拡張、待合室で乳幼児向けオルゴールミュージックを再生（平成28年度）、授乳室を設置（平成29年度）、子育て支援ルーム床修繕（平成31年度）	H29、 H30		継続			○		○	
116	庁舎の整備 (京北合同庁舎)	右京区役所 京北出張所	○点字ブロックの設置 ○多機能トイレの設置（1階、2階、3階） ○車いす用スロープの設置 ○来庁者用車椅子及び手押し車（各1台）の配備 ○おむつ交換台の設置 ○緊急呼び出しボタンの設置 ○庁舎通用口段差への手すり設置 ○身体障害者用駐車スペースの設置			継続			○			
117	庁舎の整備 (右京区総合庁舎)	右京区役所 地域力推進室 総務・防災担当	○全館床面段差のないバリアフリー仕様 ○多機能トイレ（車椅子・乳幼児・オストメイト対応）の設置（1・2・5F） ○絵文字入り案内サインの活用 ○点字案内板の設置 ○車いす対応型カウンターの設置 ○身体障害者用駐車スペースの設置（3台） ○来庁者用車椅子の設置（2台）			継続			○			
118	庁舎の整備 (西京区総合庁舎)	西京区役所 地域力推進室 保健福祉センター	○多機能トイレの設置（2箇所） ○トイレ内へのおむつ交換台の設置 ○多機能トイレにオストメイト機能（汚物流し等）の設置 ○階段手すりの設置 ○点字ブロックの設置 ○点字案内板の設置 ○車椅子に対応したエレベーターの設置 ○身体障害者用駐車場の確保（4台分） ○車椅子に対応した窓口カウンターの設置 ○一般より座高の高い福祉対応の椅子の設置 ○高齢者施設向けひじ付き椅子の設置 ○窓口カウンターの高さに合わせた椅子の設置 ○ベビーベッドの設置（3箇所） ○トイレ内へのベビーチェアの設置（2箇所） ○トイレ内への手すりの設置（4箇所） ○来庁者用の車椅子の設置 ○授乳室の設置		－	継続			○			
119	庁舎の整備 (西京保健福祉センター別館)	西京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	○身体障害者用駐車場の確保（1台分） ○庁舎西側出入口へのスロープの設置 ○点字ブロックの設置 ○点字案内板の設置 ○階段手すりの設置 ○ベビーベッドの設置（3箇所） ○車椅子に対応したエレベーターの設置 ○車椅子に対応した窓口カウンターの設置 ○多機能トイレの設置（1箇所） ・多機能トイレ内へのおむつ交換台の設置 ・多機能トイレ内のベビーチェアの設置 ・多機能トイレにオストメイト機能（汚物流し等）の設置 ○授乳室の設置		－	継続			○			
120	庁舎の整備	洛西支所 地域力推進室	○庁舎東側出入口におけるスロープの設置 ○点字ブロックの設置 ○点字案内板の設置 ○身体障害者用駐車場の確保（2台分） ○車いすに対応したエレベーターの設置 ○階段手すりの設置 ○多機能トイレの設置（4箇所） ○オストメイト対応型多機能トイレの設置（1箇所） ○トイレにおけるおむつ交換台の設置（2箇所） ○トイレにおける緊急呼び出しボタンの設置（4箇所） ○車いす対応型カウンターの設置 ○トイレ手洗場の自動水栓化 ○授乳室の設置 ○UD対応（ワンハンドカット機能等）トイレトーパーホルダーの設置（全箇所）		－	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
121	庁舎の整備	伏見区役所 地域力推進室	伏見区総合庁舎において、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを導入している。 ○ベビーチェア、ベッド、オストメイト対応設備を備えた多機能トイレ設置 ○授乳室設置 ○点字ブロック、点字案内板、音声案内装置設置 ○ホールに補聴システム設置 ○車いす用カウンター、スロープ設置 ○身体障害者用駐車スペース設置 ○来庁者貸出用車いす設置 ○高低2段の階段手すり設置 ○4ヶ国語案内板設置		—	継続			○			
122	庁舎案内板及び吊り下げ表示板の工夫	伏見区役所 地域力推進室	従来の庁舎案内板及び吊り下げ表示板は、伏見区役所庁舎が、区役所、福祉事務所、保健所が分散していたこともあり、利用者にとってどの窓口に行けばよいのかわかりづらいものとなっていた。そのため、プロジェクトチームを立ち上げて検討し、庁舎案内図の併記や来庁目的から訪ねたい窓口の番号、課名がわかるような工夫をした新しい案内板を設置した（平成17年度）。 平成21年度に移転した伏見区総合庁舎においても、各課やプロジェクトチームの意見を反映させた、誰もがわかりやすい案内板を設置している。		H17	継続			○			
123	外国人登録窓口看板の工夫	伏見区役所 地域力推進室	市民窓口課の外国人登録窓口の看板には、日本語、英語、ハングル、中国語の表示をし、外国人も利用しやすい区役所づくりに取り組んでいる。			継続			○			
124	庁舎の整備	深草支所 地域力推進室	○庁舎正面玄関までの音声案内を実施 ○身障者対応トイレの設置 ○2階多機能トイレに、オストメイト対応設備を設置 ○身体障害者用駐車スペースの設置 ○階段手すりなどの点字案内 ○地上駐車場にスロープを設置 ○中央階段の床シートを、色調が明るく、滑落を防止できるものに張替え ○保健福祉センターに子ども用いすを設置 ○総合案内サインを識別しやすいよう色分けされたものに改修 ○来庁者用の車椅子の設置 ○ヒアリングループの設置（平成27年度） ○銀行窓口の場所を分かりやすくするための看板設置（平成30年度） ○3Fに男女兼用トイレを設置（令和2年度）			継続			○			
125	車いす対応型記載台の設置	深草支所 区民部 市民窓口課	市民窓口課に車いす対応型記載台を設置（平成16年度）		H16	継続			○			
126	カウンターを車いす対応型へ改良	深草支所 地域力推進室	受付カウンターの一部を車いす対応カウンターに改良（税務スペース）			継続			○			
127	伏見区運営方針「全ての人にとって利用しやすい醍醐支所をめざして」	醍醐支所 地域力推進室	○市民窓口課に車いすの方用の記載台を設置した（平成16年度から設置）。 ○醍醐支所の入口、トイレ等の案内表示を見えやすく分かりやすいように設置した。		H16	継続			○			○
128	授乳室の設置	醍醐支所 地域力推進室	○子どもはぐくみ室ロビーに専用の授乳室を設置した。			継続			○			
129	子ども連れの来庁者に優しいトイレの設置	醍醐支所 地域力推進室	○老朽化したトイレにチャイルドシート、オムツ替え台及び幼児用便器等を設置し、子ども連れの来庁者に優しいトイレへ改修した。			継続			○			
130	庁舎案内版及び吊り下げ表示板の工夫	醍醐支所 地域力推進室	○平成24年度に以下の特徴を持つ庁舎案内版及び吊り下げ表示板を設置 ・文字が大きく見やすい ・多言語標記である（案内版のみ） ・所属ごとに色分けをしており、かつ庁舎案内版と吊り下げ表示板とで共通の色としている。 ・庁舎案内版に各所属の業務内容を具体的に記載している。 ・案内図に番号を付し、各所属業務の中でもより詳細な担当と場所を示している。 ・2Fと3Fとを間違われる市民の方が多いので、階の表示を大きくした。		H24	継続			○			
131	本会議場傍聴席の整備	市会事務局 総務課	だれもが利用しやすい本会議場傍聴席とするため、次の設備を設置している。（平成15年度実施）（令和3年度議場改修完了） ○本会議場傍聴席 車いす専用スペースの設置 聴覚障害者用テレビモニターの設置 聴覚障害者用ヒアリングループの設置	R3	H15	充実			○			
132	バリアフリーの観点から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に対応した庁舎の新築、増改築等	消防局 総務部 施設課	京都市消防活動総合センター第2次整備事業(平成20年度完成)において、不特定多数の利用者を想定し、多機能トイレ、車いすに対応したエレベーター、車寄せアプローチ、手すりの設置など、すべての人が安心かつ快適に利用できる施設づくりを実施。		H20	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

								56	126	3	108	143
No.	施策、取組の名称	所管課 （局及び室・課等）	施策、取組の概要	障害者差別解消法	開始年度	区分	完了年度	指針の分野				
								普及推進	まちづくり	ものづくり	情報づくり	サービスづくり
133	バリアフリーの観点から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に対応した庁舎の新築、増改築等	消防局総務部施設課	紫明消防出張所新築整備事業（29年度完成）において、不特定多数の利用者を想定し、車いすで利用可能な多機能トイレを設置。		H29	継続			○			
134	バリアフリーの観点から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に対応した庁舎の新築、増改築等	消防局総務部施設課	「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に適合する消防局本部庁舎、6消防署及び市民防災センターについて、適合シンボルマークを受領しているほか、要綱に基づいた庁舎の整備を図る。			継続			○			
135	バリアフリーの観点から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に対応した庁舎の新築、増改築等	消防局総務部施設課	○消防局本部庁舎、5消防署、消防活動総合センター及び市民防災センターにエレベーターを設置 ○1消防署に車いすが利用できる階段昇降機を設置 ○7消防署及び市民防災センターに多機能トイレを設置しているほか、他の庁舎についても、身体に障害のある市民等の利用に配慮し、手すり等を設置		－	継続			○			
136	バリアフリーの観点から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に対応した庁舎の新築、増改築等	消防局総務部施設課	京都市立病院消防出張所新築整備事業（28年度完成）において、不特定多数の利用者を想定し、車いすで利用可能な多機能トイレを設置。		H28	継続			○			
137	バリアフリーの観点から「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に対応した庁舎の新築、増改築等	消防局総務部施設課	西勧修寺消防出張所新築整備事業（30年度完成）において、不特定多数の利用者を想定し、車いすで利用可能な多機能トイレを設置。		H30	継続			○			
138	消防用設備等のユニバーサルデザイン化の推進事業	消防局予防部指導課	市内の社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル、地下鉄駅舎等、多数の人が利用する建物に対して避難誘導システムの設置指導に取り組んでおり、令和3年度末現在、市内1,050の建物に、1,769の避難誘導システムが設置されている。			継続			○			
139	ノンステップバス導入の促進	交通局自動車部技術課	バリアフリー新法に基づき国土交通省が定める標準仕様またはそれに準ずる仕様に適合したノンステップバスを導入する。		H16	継続			○			
140	バス停整備の充実	交通局自動車部技術課	バス停に上屋やベンチ等を整備し、バス待ち環境の改善に努める。		－	継続			○			
141	案内板等の改修	交通局高速鉄道部運輸課技術監理課	○烏丸線各駅の出入口シンボルマークの説明表示を4箇国語表示にした。 ○東西線全駅の手すり点字案内表記を改修した。 ○駅構内の案内サインを見やすく統一した表示にするため、平成26年度以降の4年間で全駅刷新を行った（平成29年度完了）。 ○ホーム階のエレベーター・エスカレーター等の案内表示の増設を平成26年度中に全駅で実施した。 ○地下鉄駅の出入口地上部の駅名標を、平成26年～27年に地下鉄のピクトグラムを用いたわかりやすい表示に全駅刷新した。 ○平成31年3月に、地下鉄各駅に設置している全線路線図を、路線図面にQRコード表示し、スマートフォンに読み込むことで4箇国語に対応した路線図を入手できるなど外国人の方にも利用しやすいものに更新した。 ○平成29年7月のJ I S改正に伴い、令和元年度に、地下鉄各駅の該当するピクトグラムを、新たにJ I S規格化されたものに更新した。			継続			○			
142	車内乗車位置点字表示の実施	交通局高速鉄道部高速車両課	烏丸線、東西線の各車両の扉に、乗車口位置を文字及び点字（触知による案内を含む）により表示した。		H19	継続			○			
143	多機能トイレへの改修	交通局高速鉄道部技術監理課電気課	地下鉄駅において、車いす対応トイレを、オストメイトの方にも御利用いただける多機能トイレへ改修する。令和元年度以降は、機能分散の考えに基づき、一般トイレ内にオストメイトの方にご利用いただける便房を設置する。令和元年度は九条駅及びくいな橋駅を改修した。令和2年度は北山駅、十条駅を改修した。			継続			○			
144	東西線新駅へのバリアフリー設備の整備	交通局高速鉄道部技術監理課	東西線新駅（太秦天神川、西大路御池）へのバリアフリー設備の整備 ○エスカレーター 7基 ○エレベーター 9基 ○多機能トイレ ○その他			継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
145	地下鉄駅のホーム柵の設置	交通局 高速鉄道部 技術監理課	地下鉄烏丸線全駅において乗客が誤ってホームへ転落する事故を防止するため、可動式ホーム柵を設ける。 ・平成26年度に烏丸御池駅、平成27年度に京都駅及び四条駅に設置 ・令和元年度に12駅への設置計画策定 ・令和4年度 北大路駅での共用開始予定		H26	継続			○			
146	地下鉄駅トイレの改修	交通局 高速鉄道部 技術監理課 電気課	地下鉄烏丸線の一般旅客用トイレ（男子便所及び女子便所）の改修を行い、トイレの快適性を向上させるとともに、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行う。 令和元年度は竹田駅、九条駅及びびくいな橋駅を改修した。 令和2年度は、北山駅及び十条駅を改修した。			継続			○			
147	地下鉄駅無人改札口への「ＩＣ対応型多機能インターホン」の設置	交通局 高速鉄道部 電気課	双方向カメラを活用した聴覚障害者との筆談機能を有するＩＣ対応型多機能インターホンを駅の無人改札口に設置する。 平成28年度は四条駅及び京都駅に設置した。 平成29年度は今出川駅及び烏丸御池駅に設置した。 平成30年度は、北大路駅、丸太町駅及び五条駅に設置した。		H28	継続			○			
148	新型車椅子固定ベルトの導入	交通局 自動車部 技術課	車椅子を御利用のお客様の安全性向上のため、巻取りやロックを自動で行える新型の車椅子固定ベルトを導入した。			継続			○			
149	地下鉄車両における案内表示の充実	交通局 高速鉄道部 高速車両課	○聴覚に障害のあるお客様や外国から来られたお客様をはじめとして、すべてのお客様により見やすく充実した案内をするため、烏丸線及び東西線の各車両の案内表示装置を更新 ○外国からのお客様にも分かりやすいよう、路線名、行先、駅名を4箇国語で表示するとともに駅ナンバリング表示を実施 ○表示文字はユニバーサルデザインに配慮したフォントを使用 ○緊急時に列車がどのような状態にあるかをすべてのお客様にお知らせするための緊急案内の4箇国語表示を実施 ○平成29年度以降の4年間で烏丸線11編成及び東西線全17編成を更新 ・平成29年度実績（烏丸線5編成、東西線4編成） ・平成30年度実績（烏丸線3編成、東西線5編成） ・令和元年度実績（烏丸線3編成、東西線4編成） ・令和2年度実績（東西線4編成）			継続			○			
150	地下鉄駅乗車口位置の点字表示の実施	交通局 高速鉄道部 技術監理課	地下鉄東西線の各駅のホームドアに乗車口位置を点字プレートにより表示した。（平成29年2月）		H28	継続			○			
151	地下鉄烏丸線新型車両の導入	交通局 高速鉄道部 高速車両課	地下鉄烏丸線の既存車両の老朽化に伴い、以下のユニバーサルデザインを取り入れた新型車両9編成を令和3年度から7年度にかけて順次導入する（令和3年度は1編成を導入）。 ・駅ホームと車両床の段差をできるだけ小さくする。 ・先頭車両には、車椅子やベビーカーを御利用のお客様、介添えの方や大きな荷物をお持ちのお客様にも安心・快適にご利用いただける「おもしろエリア」を設置する。 ・中間車両には車椅子スペースを2箇所ずつ設置する。 ・案内表示装置は、全ドア上の2画面一体型の表示器に行先や駅名を4箇国語で表示する。また、カラーユニバーサルデザインに配慮した色使いにより、全ての人に分かりやすい表示とする。 ・吊手を増設するとともに、部分的に吊手の高さを下げる。 ・乗降口の床は識別しやすい色とする。		R3	継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】												56	126	3	108	143
No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者差別解消法	開始年度	区分	完了年度	指針の分野					サービスづくり			
								普及推進	まちづくり	ものづくり	情報づくり					
152	上下水道局本庁舎における身障者対応の取組	上下水道局 総務部 総務課 技術監理室 監理課	(平成18年度以前からの取組) ・身障者や高齢者が容易に庁舎内に入れるよう配慮し、スロープ、点字ブロック及びインターホンを設置している。 ・車いす利用者や子どもなどが容易に庁舎内を移動できるようにエレベーターを設置し、ボタンの位置を高低の2種類に設定している。 (平成18年度) ・本館トイレ(1～3階)を和式便器から洋式便器に、手洗い水洗から自動洗浄に改修している。 ・別館及び付属棟にスロープ・手すりを新設し、車いす利用者が容易に庁舎間を移動できるようにしている。 (平成19年度) ・本館トイレ(4～7階)及び別館トイレ(1階)を和式便器から洋式便器に、手洗い水洗から自動洗浄に改修。 (平成22年度) ・聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している。 (平成24年度) ・お年寄りや車いす利用者が容易に水道マッピングシステムを閲覧できるよう、閲覧場所を別館1階に移動した。 (令和4年度) ・5月に新庁舎(上下水道局総合庁舎)に移転し、6月から解体を行う。			中・休止	R4		○				○			
153	琵琶湖疏水記念館における身障者対応の取組	上下水道局 総務部 総務課	(平成元年) ・平成元年の開館時に点字の館内案内板、身障者用ガレージ及び多機能トイレを設置するとともに、出入口をバリアフリー化している。また、エレベーターを設置しており、地下1階から地上2階までの展示室への移動を可能にしている。 (平成19年度) ・構内ウォーターフロント部分にスロープ・手すりを新設し、車いす利用者等が容易に移動できるようにする。 ・地下1階のバリアフリー化を行う。 (平成22年度) ・聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している。 (平成30年度) ・身障者用トイレについて、オストメイト対応に改修した。		H元	継続			○				○			
154	新庁舎(上下水道局総合庁舎)における取組	上下水道局 技術監理室 監理課	・各所の段差解消や車いす等の移動空間の確保、見やすい文字サイズやピクトサインの活用、各階にオストメイト用設備を備えた多機能トイレを設置している。 ・目の不自由な方に向けては、歩道からエントランスロビーの総合受付までの誘導として点字タイルを設置し、施設案内サインや多機能トイレの案内サイン、階段手すりに、触知・点字加工を施している。 ・総合受付には、貸出用車いす、老眼鏡、筆談用ボード、外国人来庁者用の複数言語版(日本語、英語、韓国語、中国語)の施設案内図を設置している。		R4	新規			○				○			
155	営業所、お客さま窓口サービスコーナーでの取組	上下水道局 総務部 お客さまサービス推進室	(平成18年度以前から実施) ・車いす利用者や高齢者が容易に営業所庁舎内に入れるよう配慮した玄関を有する(スロープを設置している、又は段差のない)出入口がある(4営業所)。 ・多機能トイレ(一般的なトイレに比べて中が広く、入口が引き戸になっているもの)がある(3営業所)。 ・車いす利用者にとって使いやすいカウンターがある。 (通常のカウンターより高さが低く、幅が広いもの。専用カウンター又は同等の機能を有するカウンターがある(3営業所)。 (平成22年度) ・聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している(4営業所、お客さま窓口サービスコーナー)。 (平成23年度) ・会話(日本語)による意思疎通が困難なお客さまが窓口に来所された際に、職員とお客さまが交互にイラストを指し示すことによりコミュニケーションを円滑に図ることができる「コミュニケーションボード」を設置している(4営業所、お客さま窓口サービスコーナー)。			継続			○				○			
156	浄水場における取組	上下水道局 水道部 施設課	(平成18年度) ・きた下水道管路管理センター八条支所において、車いすの方も利用しやすいように1階事務室の出入口を自動ドアにし、またインターホンの位置を低くしている。 (平成22年度) ・聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している。		H18	継続			○				○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
157	きた下水道管路管理センターにおける取組	上下水道局 下水道部 きた下水道管路管理センター	(平成18年度前から実施) きた下水道管路管理センターにおいて、車いすの方も利用しやすくするため、1階事務室の出入口をバリアフリー化し、自動ドアの設置とインターホンの位置を低くしている。 (平成18年度) きた下水道管路管理センター八条支所において、車いすの方も利用しやすいように1階事務室の出入口を自動ドアにし、またインターホンの位置を低くしている。 (平成22年度) 聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している。			継続			○			○
158	みなみ下水道管路管理センターにおける取組	上下水道局 下水道部 みなみ下水道管路管理センター	(平成18年度以前から実施) 車いすの方も利用しやすくするため、1階事務室の出入口をバリアフリー化し、自動ドアの設置とインターホンの位置を低くしている。 (平成22年度) 聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している。			継続			○			○
159	伏見水環境保全センターにおける施設の取組	上下水道局 下水道部 伏見水環境保全センター	小学生等の見学を受け入れている伏見水環境保全センターにおいて、誰もが利用しやすい衛生的で快適なトイレ及び見学ルートにスロープを設置している。			継続			○			○
160	鳥羽水環境保全センターにおける取組	上下水道局 下水道部 鳥羽水環境保全センター	(平成16年度) 毎年一般公開を開催するとともに、小学生等の見学を受け入れている鳥羽水環境保全センターにおいて、誰もが利用しやすいトイレを設置している。		H16	継続			○			
161	石田水環境保全センターにおける取組	上下水道局 下水道部 石田水環境保全センター	(平成20年度) 小学生等の見学を受け入れている石田水環境保全センターにおいて、誰もが利用しやすいトイレを設置している。		H20	継続			○			
162	太秦庁舎における取組	上下水道局 技術監理室 監理課	多機能トイレの設置や、営業所窓口・トイレに向かう経路に点字ブロックや音声案内を設置している。また、メインエントランスと歩道は緩やかな勾配とし、バリアフリーにも配慮している。			継続			○			
163	京都市立音楽高等学校移転整備事業	教育委員会事務局 教育環境整備室	音楽高校の新校舎等には、生徒はもとより市民も広く利用する音楽ホール、アリーナ、市立芸術大学のサテライト施設及び市民開放型ギャラリーが併設されることから、各施設に多目的便所を設置したり、音楽ホールに車椅子専用スペースや難聴者席を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った設計を行った。		H22	継続			○			
164	京都御池中学校・複合施設の整備	教育委員会事務局 教育環境整備室	京都御池中学校・複合施設は、中学生、乳幼児及び高齢者が利用される施設であるため、「子どもたちが学び、多世代が交流・共生する人づくり・まちづくりの拠点」をコンセプトに年齢・性別・身体能力などに関わらず、全ての人に公平で（アクセシビリティ）、わかりやすく（センシティブ）、安全で（セーフティ）、柔軟な（フレキシビリティ）施設の整備を進めており、平成18年4月から供用を開始した。			継続			○			
165	学校施設の企画・設計におけるユニバーサルデザインの推進	教育委員会事務局 教育環境整備室	子どもたちだけでなく多数の方が利用する学校施設について、「京都市公共建築デザイン指針」に基づき、バリアフリーの概念を更に発展させ、誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインの視点から企画・設計を行っている。具体的には、レバー式水栓、握り易い取っ手の引き戸、分かり易い表示板、便所の手すりの設置、オストメイト配慮設備等に取り組んでいる。			継続			○			
166	快適トイレ整備計画の推進	教育委員会事務局 教育環境整備室	子どもたちに明るく居心地の良い空間とするとともに、手洗設備の自動水洗化や多目的トイレの整備など、「明るく」「安心でき」「みんなから「愛される」快適トイレの整備を行っている。			継続			○			
167	障害のある方等に配慮した設備の設置	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	生涯学習総合センター建物及び敷地内に点字ブロック、多機能トイレ、車椅子等のためのスロープ等、また一部の会場にヒアリングループを設置している。			継続			○			

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
168	京都市立下京中 学校の施設整備	教育委員会事務局 教育環境整備室	下京中学校の施設整備について、多種多様の地域住民等の利用を想定し、段差のない昇降口等ユニバーサルデザインを念頭に置いた施設整備を進めた。			継続			○			
169	車いす対応送迎 車両の配備	教育委員会事務局 花背山の家	当施設は敷地が広いうえ山あいの傾斜地に立地しているため坂道や階段が多い。そのため足の不自由な方を自動車で送迎しており、22年4月に車いす対応の送迎車両を配備した。なお、本館・宿泊施設には開所以来、車いす対応の多機能トイレと浴室を備えている。			継続			○			
170	オストメイト対 応型多機能トイレの設置	教育委員会事務局 京都市青少年 科学センター	科学センターでは、オストメイト対応型多機能トイレ（車椅子対応型トイレ）を設置している。			継続			○			
171	授乳室の設置	教育委員会事務局 京都市青少年 科学センター	科学センターでは、専用の授乳室を設置している。			継続			○			
172	ヒアリングル ープの設置	教育委員会事務局 京都市青少年 科学センター	プラネタリウムドーム内の一部の座席周辺にヒアリングループを設置（R2年10月）し、聴覚に障害のある方も快適にプラネタリウムを観覧いただける環境を整備			継続			○			
173	障害のある方等 に配慮した設備 の設置	教育委員会事務局 京都市学校歴史博物館	京都市学校歴史博物館では、敷地内に点字ブロック、多機能トイレを設置している。		—	継続			○			
174	障害のある方等 に配慮した設備 の設置	教育委員会事務局 生涯学習部施設運営担当	各図書館に、点字ブロック、多機能トイレ、スロープ等、障害のある方に配慮した設備を設置。補聴器等を使用されている方の「聞こえ」を支援するヒアリングループ（卓上型）を京都市図書館全館に設置。		—	継続			○			
175	右京中央図書館 の開館	教育委員会事務局 生涯学習部施設運営担当	地下鉄東西線「太秦天神川駅」すぐの市街地再開発施設「SANS A右京」の3階に、平成20年6月30日に開館した右京中央図書館については、手洗いの高さを大人用と子供用に分けたり、書架と書架の間を車椅子の通行に支障が無い幅にするなど、図書館に来館されるあらゆる方に使いやすい施設としている。		H20	継続			○			
176	あんしん・かいてき図書館 トイレ整備	教育委員会事務局 生涯学習部施設運営担当	子どもや乳幼児連れの保護者、また高齢者を含めたすべての年齢層の方が安心かつ快適に図書館のトイレを利用できるよう、洋式化の推進（平成26年度から5か年計画）		H26	継続			○			
177	地域館児童コー ナーの整備・充 実	教育委員会事務局 生涯学習部施設運営担当	小さな子どもと保護者が一緒に気兼ねなく過ごすことができる児童コーナーの整備として、遮音カーテンの設置、防音効果のあるコルクタイルへの張り替え、授乳室の整備、貸出用ベビーカーの配置等の実施（平成26年度から5か年計画）		H26	継続			○			
178	館内入口スロー プの設置	教育委員会事務局 京都まなびの 街生き方探究館 企画推進室	館内入口に車いす通行可能なスロープを設置している。			継続			○			
179	ユニバーサルデ ザインの理念を 踏まえた広告・ 表示・包装につ いての検討	文化市民局 くらし安全推進部 消費生活総合センター	平成19年3月、京都市消費生活審議会の表示・包装適正化部会において、ユニバーサルデザインの考え方について学習した。 国や他都市等の動向を見極めながら、同部会において、広告・表示ガイドラインや商品等表示基準について検討し、必要に応じて、基準の見直しを行うこととしている。		H18	継続				○		
180	京都の伝統工芸 を活用した介護 食器の開発	産業観光局 産業イノベーション推進室 (産業技術研究所)	高齢者及び身体障害者の嚥下機能・身体機能に応じた機能性に京都の伝統工芸による美的感性価値を融合させた新たな介護食器を開発する。 (平成26年度から開発を開始、平成28年度には京都デザイン賞府知事賞を受賞。令和元年度には「嚥下食対応の木製漆塗りスプーン」のクラウドファンディングによる限定先行販売を実施（達成率271%）。さらに、新規プロジェクトとして、扱いやすい陶磁器製のユニバーサルデザインカレー皿の量産資金調達をクラウドファンディングで実施した（達成率202%）。 令和4年3月現在、上記のスプーンとカレー皿については企業による商品化が完了し、制作及び販売中である。 今後も要望があれば、ユニバーサルデザインの機能性に特化した食器の開発に対応予定。			継続	R3			○		○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
181	KYOTO地球環境の 殿堂	環境政策局 地球温暖化対 策室	京都を訪れる修学旅行生や外国人の観光客に地球環境問題を広く伝えられるよう、日本語、英語での解説を加えた展示物を京都市営地下鉄烏丸線国際会館駅の地下通路に設置している。			継続					○	
182	街頭ごみ容器への「絵文字（ピクトグラム）」の活用	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課	市民のみならず、外国人観光客にもごみの分別に協力してもらえるよう、街頭ごみ容器に、日本語、英語、中国語、ハングルの4箇国語入りのピクトグラム（絵文字）を活用している。			継続					○	
183	世界の京都・まちの美化市民総行動	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課	市民、事業者、行政の協働で「世界一美しいまち・京都」の実現を目指す「世界の京都・まちの美化市民総行動」において、リーフレットへのUDフォントの使用及びカラーUDの導入を行うとともに、表示物への英語併記を行っている。		H28	中・休止					○	
184	視覚障害者に対する納税通知書及び送付用封筒の点字表示	行財政局 税務部 税制課 資産税課	本市の視覚障害者のうち、点字解読可能者に対して、市・府民税、固定資産税の納税通知書及びその説明書、送付用封筒に点字表示を行う。			継続					○	
185	固定資産税・都市計画税のしおりのレイアウト	行財政局 税務部 資産税課	固定資産税・都市計画税のしおり及び納税通知書のレイアウトは、色弱者だけでなく、だれにでも分かりやすいように色彩や文字組み等を工夫している。		H29	継続					○	
186	避難情報の伝達方法の充実	行財政局 防災危機管理室	令和元年度には、京都市が発信する避難情報に、住民の避難のタイミング等をよりわかりやすくするため、新たに「警戒レベル」の表記を追加した。また、令和3年度には、災害対策基本法の改正が予定されており、これまで警戒レベル4に避難勧告と避難指示（緊急）があったものを避難指示に一本化する等、わかりやすい避難情報の発信に向けた改正が行われる。 本市から発信する避難情報は、令和3年4月に更新した京都市防災ポータルサイトや多メディア一斉送信システム、避難情報伝達システム等を活用して、避難が必要な地域の自主防災組織、避難行動要支援者等に対して、メール、電話、ファックス等の手段により伝達する。 また、令和2年4月から、自分の住んでいる学区がわからない方向けに、お住まいの郵便番号から、電話の自動音声応答により、避難情報を伝える避難情報案内システムを運用している。			継続					○	
187	市民しんぶん	総合企画局 市長公室 広報担当	○市民しんぶん 市政全般にわたる情報を掲載する全市版と、きめ細かな生活情報の提供を図る区版（各区役所が発行）を発行している（発行：全市版 毎月1日 区版 毎月15日）。 全市版では、文字が小さい情報ボックスコーナーにUDフォントを採用しているほか、色弱模擬フィルタ「バリアントール」を使用して紙面をチェックするなど、誰もが読みやすい紙面づくりを心がけている。 ○市民しんぶん文字拡大版・点字版 視覚に障害のある方にも市政情報を提供するため発行している（発行：全市版、区版とも月1回）。 ○声の市民しんぶん 点字を判読できない方に対し掲載記事を収録したカセットテープ又はCD（デジジー）を送付している（発行：全市版、区版とも月1回）。 ＊点字版・文字拡大版・声の市民しんぶんとも市民しんぶん（全市版・区版）と同じ内容を同じ時期に郵送		—	継続					○	
188	テレビ広報	総合企画局 市長公室 広報担当	市政のPRをはじめ総合的な広報を、市民に幅広く行うため、KBS京都テレビにおいて、市政広報番組を制作、放送している。 内容によりテロップを挿入する。		—	継続					○	
189	ホームページ作成支援システムの構築	総合企画局 市長公室 広報担当	平成19年11月に、ウェブアクセシビリティ（障害の有無や年齢など関係なく誰もが同じように利用できること）に配慮したホームページを、ホームページ作成に関する知識がない職員でも、容易に、作成、更新、管理ができる「ホームページ作成支援システム」を構築した。（平成25年3月および平成29年12月にリニューアル）		H19	継続					○	
190	子どもから大人まですべての人にわかりやすいホームページのあり方検討	総合企画局 市長公室 広報担当 保健福祉局 障害保健福祉推進室	子どもにも分かりやすい情報は、すなわち大人にも分かりやすい情報であることを踏まえ、子ども向けホームページの開設（「きょうとこども情報館」を平成19年度に開設）など、具体的な情報提供の在り方を検討する。		H19	継続					○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
191	インターネット 広報	総合企画局 市長公室 広報担当	障害の有無や年齢に関係なく、だれもが同じように等しく情報を利用できるように配慮したホームページ構成（ウェブアクセシビリティ）にするため、平成16年6月に作成ガイドラインを策定し（平成25年3月に改定）、これに基づきホームページを作成している。次のサービスも提供し、利用者の利便性向上を図るとともに、情報格差の解消を図っており、総務省が示す高齢者や障害のある方にも配慮したホームページデザインJIS規格の「AAA」に一部準拠している。 ○音声読み上げ・文字拡大・配色変更サービス（平成17年2月から） ○ふりがな表示できる機能を導入（平成29年12月から） ○日本語で作成されたページを英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の4言語に自動で翻訳する機能を導入（平成29年12月から） ○出生、引越の手続きや相談窓口などの生活情報や防災情報について「やさしい日本語※」で案内するページを公開。※日本語に不慣れな外国人の方や障害のある方などにも分かりやすい日本語（平成31年4月から）		H16	継続					○	
192	動画広報	総合企画局 市長公室 広報担当	きょうと動画情報館で「市長メッセージ」動画及び市長定例記者会見の様子を障害のある方にも分かりやすい、手話・字幕付きで公開（令和2年5月から）		R2	継続					○	
193	京都市圏自治体ネットワークホームページの運営	総合企画局 総合政策室	京都・滋賀・大阪の3府県にまたがる自治体によって「京都市圏自治体ネットワーク」を形成し、30市町参画の下、各市町の施設情報等の発信などに取り組んでいる。当該ホームページについて、平成27年度に総務省の委託事業である「新たな広域連携促進事業」を活用し、ユニバーサルデザインに対応するなどのリニューアルを行った。（文字サイズ・色の変更）		—	継続					○	
194	政策評価結果	総合企画局 市長公室 政策企画調整担当	視覚障害のある方に政策評価を知っていただくため、令和3年11月に政策評価結果の点字版を作成（平成20年度以降毎年度実施）。 令和4年度も同様の取組を実施予定。		H20	継続					○	
195	国際交流会館の案内表示の多言語対応	総合企画局 国際交流・共生推進室	新たに建設される公共建築や観光案内板等、市内各施設の多言語対応が進むなか、地域の在住外国人や外国人観光客が多数来館される本市の国際交流・多文化共生の中核的施設として、建設当初は2言語表記（日本語、英語）であった会館の案内板表示を、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語の4言語表記とし、利便性の向上を図る。		—	継続					○	
196	多言語情報発信サポート事業	総合企画局 国際交流・共生推進室	ただ外国語に直訳するのではなく、より精度の高い情報発信を行うために、本市の各部署等が制作する外国語の刊行物等について、作成に向けた企画段階から外国籍市民等の意見を積極的に取り入れるための意見聴取の場を設ける等の作成支援を行う。		R元	継続					○	
197	人権総合情報誌のHTML版の市ホームページへの掲載	文化市民局 共生社会推進室	視覚に障害のある方にも人権について考えていただく機会を提供するため、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」のHTML版を市ホームページに掲載し、ホームページの音声読み上げサービスを利用することができるようにしている。			継続					○	
198	点字・触地図ガイドブックの制作	産業観光局 産業イノベーション推進室 (産業技術研究所)	京都観光におけるユニバーサルツーリズムの観点から、視覚に障害がある方にも京都観光を楽しんでいただけるよう、平成29年10月から京都市産業技術研究所と大平印刷株式会社の共同研究により、「UVオフセット点字印刷（凹凸印刷で建物や地形を表現する技術）」と「音声タッチペンシステム」を採用した「点字・触地図ガイドブック」をデザイン、制作。 (平成29年度は元離宮二条城における「点字・触地図ガイドブック」の試作品を完成、平成30年度に最終製品版が完成し運用開始。令和元年度は第二弾として、府立植物園の触地図を開発、令和2年度から運用開始) 令和3年度は、京都市総合企画局・保健福祉局の「KYOTO CITY OPEN LABO」事業にて、二条城二の丸御殿大広間の触地図ガイドブック制作のアドバイスを行った。			継続	R3			○	○	○
199	京の七夕	産業観光局 観光MICE推進室	「一年に一度お願い事をする」という七夕にちなんで、全国から様々な「願い」を募るとともに、京都各地において竹と光による演出を実施。夜観光の推進、伝統産業品の振興を目的に、「願い」をテーマに旧暦の七夕に開催。英語のチラシを作成し会場で配布。 ※令和4年度については、新型コロナウイルス等感染症の影響により、外国人観光客が激減していることから英語・中国語版のチラシは未作成。		H22	継続					○	
200	保健福祉局指定管理者選定委員会	保健福祉局 保健福祉部監査指導課	委員会（部会を含む。）を公開で開催する場合、傍聴者からの希望があれば手話通訳、要約筆記を配置している。			継続					○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
201	耳マークの掲示	保健福祉局保 健福祉部監査 指導課	課の入口の来客者から見やすいところに、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が普及活動している耳マークを掲示する。また、職員全員で対応について共有する。			継続					○	
202	点訳奉仕員養成講習会	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員の養成・研修を行う			継続					○	
203	音訳奉仕員養成講習会	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	音訳に必要な技術等を習得した音訳奉仕員の養成・研修を行う			継続					○	
204	点字・声の広報等発行事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	墨字による情報入手が困難な方に、必要な情報を点字等で提供する。			継続					○	
205	手話奉仕員養成事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	身体障害のある方の福祉に理解と熱意を有する方に対し、聴覚障害のある方のコミュニケーション手段である手話の指導を行うことにより、手話奉仕員を養成する。			継続					○	
206	要約筆記者養成事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	身体障害のある方の福祉に理解と熱意を有する方に対し、聴覚障害のある方のコミュニケーション手段である要約筆記の指導を行うことにより、要約筆記者を養成する。			継続					○	
207	中途失聴・難聴者向け手話講座実施事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	中途失聴・難聴者及びその関係者が手話を学ぶことにより、新たなコミュニケーション手段の取得と仲間づくりをすすめ、社会参加を促進することを目的に、手話講座を実施する。			継続					○	
208	就労に向けた障害者向け I T 教室	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	コンピュータについての基礎知識がある障害のある市民を対象に、就労に有用なインターネットやホームページの検定等を目指した I T 教室を開催するとともに、パソコン、インターネットや就労に関する様々な相談にも対応する。			継続					○	
209	ヒアリンググループ（移動型）の貸出し	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	聴覚障害のある方の情報保障を行う観点から、障害保健福祉推進室において、ヒアリンググループ（移動型）を貸し出し、本市主催の会議・イベント等で活用する。（平成27年度～） 令和元年度から、市民向けの移動型ヒアリンググループの貸出を開始した。		H27	継続					○	
210	ヒアリンググループ、ヒアリンググループマークの啓発	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	聴覚障害のある方の情報保障を行う「ヒアリンググループ」の啓発チラシやヒアリンググループが配備されていることを示す「ヒアリンググループマーク」の啓発物品を配布する。 また、市民しんぶん（31年3月号）において、ヒアリンググループに関する情報を発信し、啓発を行った。 ヒアリンググループの体験会を実施した（H31.3実施、R1年度は中止）。		H30	継続		○			○	
211	コミュニケーション支援ボードの配備	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、指で示しながら意思疎通を伝えることができる「コミュニケーション支援ボード」を各区・支所障害保健福祉課に配備した。			継続					○	
212	分かりやすく伝える手引き	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	より多くの人が情報を理解しやすくするために文章作成のポイントなどを掲載した「分かりやすく伝えるための手引き」を各局・区等に配布した。			継続					○	
213	新型コロナウイルス感染症に関する動画作成	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	聴覚に障害のある方に対し、新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ先や、気をつけること等について、手話、字幕及び音声でお知らせする動画を作成			継続					○	
214	はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン「わかりやすい版」の作成	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	漢字にルビを振るだけでなく、難しい言葉をわかりやすく言い換えたり、イラストも合わせて使用することで、誰にでもわかりやすい内容とした。 令和3年3月発行の＜中間見直し版＞についても、「わかりやすい版」を作成している。			継続					○	
215	京都市高次脳機能障害者支援センターホームページフェイスブック	保健福祉局 地域リハビリテーション推進センター	平成27年度から開設した高次脳機能障害者支援センターでは、当障害の普及啓発のため、ホームページを運用している。 そのホームページにおいて、平成29年3月に、アクセシビリティに配慮したリニューアルを実施した。 また平成28年1月から、フェイスブックを運用し、同障害の普及啓発、事業に関する情報発信を行っている。			継続					○	
216	機関紙の発行	保健福祉局こ ころの健康増 進センター	精神保健福祉に関する情報の発信（年2回発行）において、点字版を作成		—	継続					○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
217	点字シール等の作成事業	保健福祉局生活福祉部保険年金課	視覚障害者への施策の1つとして、郵便物（保険料納入通知書、健康管理費支給認定通知書等）に発信者・電話番号の点字シールを貼付することにより、電話による問い合わせを可能にしている。			継続					○	
218	国民健康保険の手引（4ヶ国語パンフレット）	保健福祉局生活福祉部保険年金課	京都市国民健康保険の制度について、日本語・英語・韓国語・中国語で説明したパンフレットを、区役所・支所保険年金課及び京北出張所保健福祉第一担当で配布している。また、京都府内の大学等にも配布しているほか、ホームページにもPDF形式で掲載している。（パンフレットは2年に1回作成し、更新している。作成したパンフレットは、2年間使用している。）			継続					○	
219	点字シール等の作成事業	保健福祉局生活福祉部保険年金課	視覚障害者への施策の1つとして、郵便物（はり・きゅうマッサージ施術費助成事業に係る施術補助券）に事業年度を示す点字シールを貼付することにより、当該補助券の対象年度を触覚により情報提供している。			継続					○	
220	市民すこやかフェア会場への手話通訳者の配置、ヒアリングループの設置	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課	令和元年11月16日に会場において、手話通訳者を配置。また、ステージイベントでの補聴器使用者の支援のため、ヒアリングループテーブルを設置。		R元	継続					○	
221	点字シール等の作成	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	視覚障害者への施策の1つとして、郵便物に発信者・電話番号の点字シールを貼付することにより、電話による問い合わせを可能にしている。また、希望者へは保険料額を点字で確認できるように、点字文書を作成している。保険料納入通知書に個別対応案内の点字シールを張り付け、対象者へ周知している。			継続					○	
222	新型コロナワクチン接種事業	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	・視覚障害のある方へコロナワクチン接種券送付の際に、点字シールを封筒に貼付。 ・コールセンターでは聴覚障害のある方にはFAXでの対応を行っている。多言語にも対応。 ・集団接種会場では、車いす設備、タブレット端末で多言語・手話通訳対応を行っている。		R3	継続					○	○
223	教育機関との連携による動物愛護教育の実施	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課	幼少期における動物愛護教育に活用するため、子ども達にわかりやすい文言とイラストを多用した動物愛護副読本「いきものとなかよし」を作成し、市内小学校1年生全生徒に配布している。			継続					○	
224	母子健康手帳の外国語版の配布	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	平成11年度から英語版・韓国語版・中国語版を購入し、各区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所で交付している。		H11	継続					○	
225	妊娠期からの子育てサポートプラン	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	令和元年度から英語版・韓国語版・中国語版を作成し、各区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所で配布している。		R元	継続					○	
226	すくすく子育て情報発信事業におけるテキスト「赤ちゃんといっしょ」外国語版の配布	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課	平成29年度から英語版・韓国語版・中国語版を作成し、各区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所で配布している。		H29	継続					○	
227	「京都市学童クラブ事業のご案内」外国語版の作成	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課	平成27年度に英語版を作成し、各施設で配布した。各施設から要求があった場合など必要に応じてデータ（又はプリントアウトしたもの）を提供できる状態である。		H27	継続					○	
228	音の文庫事業	子ども若者はぐくみ局こどもみらい館教育委員会事務局	来館が困難な視覚に障害のある方のために、右京中央図書館、醍醐中央図書館、こどもみらい館子育て図書館所蔵の録音資料（CD、カセットテープ）を、社会福祉法人京都ライトハウスを通じて貸し出すサービスを実施			継続					○	
229	点字、文字拡大広報等閲覧	全区役所・支所	点字版、拡大版広報紙を自由に閲覧できるよう常設している。 *市民しんぶん全市版は全区に、市民しんぶん区版は各区毎に対応			継続					○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】											56	126	3	108	143
No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者差別解消法	開始年度	区分	完了年度	指針の分野					サービスづくり		
								普及推進	まちづくり	ものづくり	情報づくり				
230	ヒアリンググループ（移動型、卓上型）の配備	全区役所・支所	聴覚障害のある方の情報保障を行う観点から、すでに設置されていた区役所（上京、左京、東山、伏見）に加え、全ての区役所・支所に会議室等で活用ができる持ち運び可能なヒアリンググループ（移動型）を配備し、会議室の利用者に貸し出せるようにした。 さらに、カウンターなど1対1や少人数の場面で用いることができるヒアリンググループ（卓上型）を各区役所・支所の市民窓口課・障害保健福祉課及び京北出張所並びに京都アスニー、アスニー山科、京都市図書館全20館に配備した。（平成28年度～） 令和2年度からは、各区役所・支所において、市民への貸出しを実施している。	H29	H28	継続					○				
231	総合的な情報を発信する山科区公式アプリ「やましなプラス+」の運用	山科区役所地域力推進室総務・防災担当	視覚に障害のある方をはじめ、だれにでも分かりやすいようにサイトの色彩や文字組み等を工夫する。			継続					○				
232	「庁舎内案内図」の外国語（英語）表示	下京区役所	区役所庁舎1階玄関及びエレベーター内における庁舎案内図について、外国語（英語）での表示を併記している。			継続					○				
233	「庁舎内案内図」の来庁者への配布	伏見区役所地域力推進室	所属ごとの業務内容や庁舎内の場所を記載したビラ「庁舎内案内図」を区役所玄関（総合案内）に設置している。		—	継続					○				
234	伏見区運営方針「全ての人にとって利用しやすい醍醐支所をめざして」	醍醐支所地域力推進室	外国語表記の窓口案内標識板を2階ロビーに設置した（平成22年度から設置）。		H22	継続					○				
235	カラーユニバーサルデザインを考慮した職員用名札の作成	醍醐支所地域力推進室	色覚障害者等に配慮し、色合いや文字の大きさなどカラーユニバーサルデザインを採用した名札を作成した。			継続					○				
236	本会議への手話通訳者の派遣	市会事務局総務課	本会議及び予算決算特別委員会（総括質疑）の傍聴に際し、傍聴者からの申請があれば手話通訳を実施している（手話通訳者の派遣費用は市会事務局負担）。また、車いす・盲導犬等傍聴席を設置している。さらに議場内の傍聴席のディスプレイに手話通訳を挿入したインターネット議会議中継の映像を表示している。	R3		継続					○				
237	市会ホームページの運営	市会事務局調査課	障害の有無や年齢に関係なく、だれもが同じように等しく情報を利用できるように配慮したホームページ構成にするため、以下のとおり取り組んでいる。 ○ 平成18年9月にアクセシビリティに配慮した一部リニューアルを実施するとともに、外国語（英語・ハングル・中国語）のページを設定し、平成20年3月には、更なる情報格差の解消を図るため、子ども向けのコンテンツを開設した。 ○ 平成22年12月から市会だよりのHTML版を作成。 ○ 平成26年3月に大幅なリニューアルを行い、全体の構成を10個のカテゴリーに再分類し、階層の見直しを行うなど、よりアクセスのしやすいものとした。 ○ 平成28年1月にアクセシビリティの向上を目的としたホームページの一部修正（スマホ対応含む）を行った。 ○ 平成29年3月に、ホームページのデザイン、階層等を大幅に見直し、リニューアル。 ○ 平成30年12月に、会議録検索システムのページにおいて、文字の大きさの選択を追加するリニューアルを実施。		H18	継続					○				
238	インターネット議会議中継の手話対応	市会事務局調査課	障害者差別解消法及び京都市手話言語条例の趣旨を踏まえ、平成29年5月市会から本会議及び予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット中継に手話通訳を導入している。	H29	H29	継続					○				
239	点字請願等受付事務	市会事務局議事課	視覚に障害のある市民等の市会への請願権を保障するため、視覚に障害のある市民等の重要なコミュニケーションの手段である点字による請願等を平成13年11月1日から受け付けることとし、点字による請願書及び陳情書の墨字訳を行うとともに、請願者及び陳情者への受理通知並びに請願者への結果通知の点字訳を行っている。 また、請願及び陳情に関するパンフレットについても点字訳したものを作成し、配布している。		H13	継続					○				
240	「選挙のお知らせはがき」への点字シール貼付	選挙管理委員会事務局選挙課	あらかじめ登録している方について、選挙時に送付する「選挙のお知らせはがき」に点字シールを貼付している。			継続					○				

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

								56	126	3	108	143
No.	施策、取組の名称	所管課 （局及び室・課等）	施策、取組の概要	障害者差別解消法	開始年度	区分	完了年度	指針の分野				
								普及推進	まちづくり	ものづくり	情報づくり	サービスづくり
241	点字版・音声版「選挙のお知らせ」	選挙管理委員会事務局選挙課	選挙において発行される選挙公報を点字訳及び音声化したものをそれぞれ購入し、視覚に障害のある有権者に配付することで、選挙権行使の便宜を図る。			継続					○	
242	宿泊施設を利用する外国人観光客に対する火災予防対策	消防局予防部予防課	民泊等の宿泊施設を利用する外国人観光客等に対し、出火防止に係る注意事項や初期対応について、4箇国語対応リーフレットを活用して、宿泊施設の関係者が直接説明できるように指導している。		H28	継続					○	
243	4箇国語版の防火防災パンフレットによる防火防災啓発	消防局予防部予防課市民安全課	外国人を対象とした4箇国語版「防火防災パンフレット」を作成し、本市の外国人が利用する施設等へ配布するとともに、外国人に対する防火防災指導を実施する際に活用することで、本市に在住する外国人が、火災や自然災害に対応できる知識と技能を身に付けられるよう啓発する。 ※令和2年度に、外国人の意見も反映し改訂			継続					○	
244	英語版の火災予防動画による火災予防啓発	消防局予防部予防課	英語版の火災予防動画（たばこ編、電気ストーブ編、コンロ編）を作成、京都市消防局ホームページに公開し、外国人に対する火災予防啓発の促進を図っている。		R元	継続					○	
245	音声版防火・防災啓発用媒体	消防局予防部予防課	視覚に障害のある方で、点字を読めない方に対し、音声版の啓発媒体を通じて防火防災についての啓発を図る。			継続					○	
246	外国語対応通報依頼カード	消防局予防部予防課	日本語によるコミュニケーションが図れない外国の方が緊急時に通報を依頼できるカード（中国語、ハングル、英語、スペイン語の4種類）を希望者に配布している。			継続					○	
247	NET119	消防局予防部予防課	聴覚・言語機能に障害のある方が、スマートフォン等を用いて、全国どこにいても、119番通報をした場所を管轄する消防本部に、音声によらない双方向の緊急通報を行うことができる、全国統一仕様の通報システム。 平成31年2月に、従来京都市が運用してきた同様のシステム「京都市Web119」から移行した。（十分な移行期間を確保するため、令和2年3月末日までは、「京都市Web119」も並行運用）		H30	継続					○	
248	消防ファクシミリ	消防局予防部予防課	聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方からの119番通報を確保するために、加入電話ファクシミリを利用した通報体制を整備している。消防ファクシミリは、火災、救急等の緊急時の119番通報のほか、防火相談や防火防災に関する情報の提供を行っている。		H元	継続					○	
249	耳マーク及び簡易筆談器の配置	消防局予防部予防課	聴覚、言語機能又は音声機能に障害がある方とのコミュニケーションに活用するため、市内の各消防署、消防出張所に耳マークを掲示するとともに簡易筆談器を配置している。			継続					○	
250	救急現場活動シートの作成	消防局警防部救急課	平成15年10月から救急車に4箇国語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語）、また、令和2年度からはさらに4箇国語（フランス語、イタリア語、ドイツ語、中国語繁体字）を追加して計8箇国語と日本語（聴覚障害者対応）の現場活動シートを車載して、日本語の話せない傷病者、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑化している。		H15	継続					○	
251	京都市AEDマップの公開	消防局消防学校技術指導課	平成21年4月から市内の事業所等に設置されている自動体外式除細動器（AED）の設置場所等の情報について、設置者等の承諾を得た上で、消防局のホームページに公開することにより、いざというときに市民や観光客がAEDを使用しやすい環境をつくることで、市民や観光客に対して安心安全を提供している。		H21	継続					○	
252	多言語音声翻訳アプリを活用した多言語対応	消防局警防部救急課	平成27年12月から救急車に積載の救急支援端末に15言語対応の多言語音声翻訳アプリをインストールし、日本語の話せない傷病者、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑化している。平成29年度に救急現場で使用頻度が高い会話内容を定型文として登録できるよう機能拡張を実施した。		H27	継続					○	
253	119番通報時等の24時間多言語通訳事業	消防局警防部情報指令課	平成25年10月から外国人観光客や留学生など日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応（119番通報時や災害現場対応時）を円滑に行うため、電話同時通訳サービスを用いた24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保する。		H25	継続					○	
254	ユニバーサルデザインに配慮した路線図の制作、配布	交通局企画総務部営業推進課	お客様に配布している「京都市バス・地下鉄路線図」について、ユニバーサルデザインに配慮したものを配布している。（「ユニバーサルデザインフォント」の採用、色弱者やお年寄りなどにも判別しやすい色づかいなど）		－	継続					○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】								56	126	3	108	143	
No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野					サービ スづく り
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり		
255	カラーユニバーサルデザインにて地下鉄駅周辺案内図を製作	交通局 企画総務部 営業推進課	地下鉄駅構内に設置している地下鉄駅周辺の詳細な案内地図「地下鉄駅周辺ガイド」においては、ユニバーサルデザインに配慮した見やすい地図を採用。		—	継続					○		
256	市バス時刻表の改善	交通局 自動車部 運輸課	平成26年3月の市バスダイヤ改正にあわせ、市バス全停留所の時刻表を以下のとおり新しいデザインに変更した。 ・バス車両での表示と同様に、行き先、経由地は、黒色を背景に白文字での表記とし、ラインカラーも表示した。 ・系統番号は、番号表示の地色（オレンジ色、青色、白色）を示すとともに、文字サイズを大きくした。 ・ユニバーサルデザインフォントの使用 (継続) ・平日、土曜、休日のダイヤ種別のカラーリングを変更した。 ・平成30年3月より、時刻表に日本語・英語の2か国語で運賃を記載した。		H26	継続					○		
257	市バス車内での案内の充実	交通局 自動車部 運輸課 技術課	○車内案内表示の充実 ＩＣカードシステム導入に伴い、車内案内表示機をＬＣＤ（液晶ディスプレイ）タイプに変更し、停留所名などの二箇国語表示（英語・日本語）を行い、運賃支払い方法（色弱の方にも判別しやすい色づかいを実施）も表示 平成28年度からは、大型バス全車を対象として、車内後方からも見やすくなるよう、中央部に案内モニターを増設し、令和元年度に設置を完了した。 また、平成29年度には、表示画面を従来の二箇国語に加え、中国語と韓国語を追加し、四箇国語への多言語化を実施した。		H25	継続					○		
258	バス接近表示器の表示内容の充実	交通局 自動車部 技術課	バス停のインターネット環境を活用したモニター（液晶ディスプレイ）型を新たに導入し、言語については、2か国語表記を行う。 さらに、平成27年度から、表示画面について、従来の5段表記に加え10段表記も開発し、多系統のバス停にも対応している。			継続					○		
259	情報提供の充実などのわかりやすさの向上	交通局 自動車部 運輸課 技術課 高速鉄道部 運輸課	市バスの情報提供について、観光で京都にお越しの方や日々利用されていないお客様の利用促進を図る目的で、市バスのトータルデザインの考え方に沿ってデザインマニュアルの策定を行った。 これを基に平成26年3月の市バスダイヤ改正にあわせ、以下のとおり変更した。 ・バスの行先表示（方向幕）を一新した。（ラインカラーの表示、ユニバーサルデザインフォントの採用、表示内容の見直し等） ・車内路線図を従来の停留所名のみの表示から、地図を背景としたものに変更した。 ・車内放送において、英語での案内放送の拡大や、鉄道への乗継案内を充実した。 ・主要停留所での情報提供について、案内表示にピクトグラム（絵文字）を取り入れるとともに、同じ行先の系統のダイヤを統合して表示するなど、わかりやすさの向上を図り、今後も順次、展開していく。 ・令和元年度に、災害時、緊急時等に各駅で掲示する運行情報等の案内文について、4箇国語（日・英・中・韓）表記にした。			継続					○		
260	コミュニケーションボード及びタブレット端末の配備	交通局 自動車部運輸課 高速鉄道部運輸課 企画総務部営業推進課	・市バス・地下鉄の運賃や支払方法といった利用方法などの基本的な案内文とイラストを記載した、日・英・中・韓対応の「コミュニケーションボード」を作成し、市バス全車両に配備した。 ・平成27年度に40箇国語以上対応の自動翻訳アプリなどを導入したタブレット端末を全駅及び案内所に配備した。		H27	継続					○		
261	4箇国語対応スマートフォン対応ホームページの運営	交通局 企画総務部 総務課	(28年度～) ・京都市ホームページ「京都市情報館」でご利用の多い情報、市バス・地下鉄のご利用方法等の基本情報を、スマートフォン・タブレットで閲覧しやすいよう構成した4箇国語対応のホームページ「京都市バス・地下鉄ガイド」を運営中		H28	継続					○		
262	上下水道局キッズページ	上下水道局 総務部 総務課	(平成16年度) 未来を担う子どもを対象として、京都市の上下水道事業に親しみを持ち、理解を深めてもらうため、クイズやイラストを活用したわかりやすいキッズページを開設している。また、全ページにおいて京都市ホームページ作成ガイドラインに示されているアクセシビリティへ配慮した構成とし、ハートフルマークを掲載している。 (平成26年度) 未来を担う子どもを対象として、京都市の上下水道局の環境への取組を中心に、親しみを持ち、理解を深めてもらうため、解説や動画を通じてステップごとに学び、学んだ内容をテストによって確認することができるキッズページを開設している。		H16	継続					○		

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづく り
263	上下水道局ホームページの外国語対応	上下水道局 総務部 総務課	(平成16年度) だれもが等しく情報を得られることを目的として、情報格差の解消に努めるため、広く外国人の方に利用していただけるよう英語ページを開設している。また、全ページにおいて京都市ホームページ作成ガイドラインに示されているアクセシビリティへ配慮した構成とし、ハートフルマークを掲載している。 (平成17年度) 英語ページの趣旨と同様に、更に多くの外国人の方に利用していただくことを目的として、中国語及び韓国語ページを開設している。また、アクセシビリティに配慮して、ハートフルマークを掲載している。 (平成18年度) 英語・中国語・ハングルのページのQ&A等のコンテンツを充実させ、更に利用しやすいページづくりに努めた。 (平成29年度) システム改修により日本語で作成されたページを自動で翻訳する機能が導入されたため、局ホームページの内容を英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の4言語で情報発信している（従来のページは公開終了）。		H16	継続					○	
264	琵琶湖疏水記念館ホームページの外国語対応	上下水道局 総務部 総務課	(平成29年度) 琵琶湖疏水建設の意義及び偉業について外国人の方に広く知ってもらうため、英語、中国語及び韓国語のページを開設している。 また、全ページにおいて京都市ホームページ作成ガイドラインに示されているアクセシビリティへ配慮した構成としている。		H29	継続					○	
265	上下水道局外国語パンフレット	上下水道局 総務部 お客さまサービス推進室	(平成21年度) 水道の使用開始・中止の申込み方法や営業所の所在地等について、日本語・英語・中国語・韓国語の4ヶ国語で紹介したパンフレット「京都市の上下水道サービス」を作成している。		H21	継続					○	
266	点字版「水道使用水量のお知らせ」票等の送付	上下水道局 総務部 お客さまサービス推進室	(平成18年度以前から実施) 視覚に障害のある方がいる世帯で、点字のお知らせを必要とする場合、水道料金・下水道使用料等を点字で印字した「お知らせ票」、「納入通知書」及び「領収済通知書」を送付している。			継続					○	
267	音声コード付き文書による「水道使用水量のお知らせ」などの通知サービス	上下水道局 総務部 お客さまサービス推進室	(令和2年2月から実施) 視覚に障害のあるお客さまを対象に水道使用水量や水道料金等を音声でわかりやすくお知らせする。音声コード付き文書で「水道使用水量のお知らせ」、「納入通知書説明文（納付制のお客さま）」及び「領収済通知書（口座制のお客さま）」を送付している。		R2	継続					○	
268	大活字本の設置	教育委員会 事務局 各図書館	視力が弱いため一般の図書の利用がしにくい方に対し、一般の図書に比べ文字の大きい本を設置			継続					○	
269	天眼鏡、拡大読書器の設置	教育委員会 事務局 各図書館	小さい文字が読みづらい方のために、各図書館にて天眼鏡が使用可能。また、中央図書館、右京中央図書館、伏見中央図書館、醍醐中央図書館においては、ディスプレイを通して文字を拡大する拡大読書器を設置。平成28年10月拡大読書器を更新。			継続					○	
270	在宅貸出制度 録音図書貸出制度	教育委員会事務局 中央図書館	障害（身体障害者手帳1級～4級）のため来館が困難な方に対し、無料で図書の自宅配送を実施。また、視覚等に障害（身体障害者手帳1級～6級）があり、活字図書の利用が著しく困難な方に対し、テープ等の録音図書の貸出を実施 平成27年7月からはデジ図書（視覚障害者等のための、テープ図書に代わる利便性の高いデジタル録音図書）の貸出を開始。平成28年4月からはデジ図書再生機の貸出も開始。			継続					○	
271	京都市図書館ホームページの充実	教育委員会事務局 中央図書館	京都市図書館ホームページを視覚に障害のある方のために「音声読み上げ」に対応するものとしている。			継続					○	
272	対面朗読	教育委員会事務局	視覚の障害のため読書が困難な方に対し、図書館内の対面朗読室において、ボランティアによる対面朗読を実施（中央図書館、右京中央図書館、伏見中央図書館、醍醐中央図書館、左京図書館、岩倉図書館、山科図書館、下京図書館、久世ふれあいセンター図書館、醍醐図書館）。 令和4年1月から中央図書館において、遠隔コミュニケーションアプリによる非来館型の対面朗読を実施。	R3	—	充実					○	○
273	点字図書の設置	教育委員会事務局	点字新聞を館内に設置 対面朗読室に点字による国語辞典、英和辞典を設置（中央図書館、伏見中央図書館、醍醐中央図書館）		—	継続					○	

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
274	サビエへの加入	教育委員会事務局 中央図書館	平成28年7月にサビエ（視覚障害者情報総合ネットワークシステム）に加入し、利用対象者からの要望に応え、効果的に活用できるサービスを実施。		H28	継続					○	
275	自治記念式典	総合企画局 市長公室 秘書担当	自治記念日である毎年10月15日に開催している京都市自治記念式典において、被表彰者等又は来賓に聴覚障害者の方がお越しになった場合、手話通訳を委託により実施している。		—	継続						○
276	岡崎桜回廊ライトアップ&十石舟めぐり	左京区役所	琵琶湖疏水沿いの桜ライトアップと十石舟運航（昼・夜）により、岡崎地域の新たな夜の魅力を創出する「岡崎桜回廊ライトアップ&十石舟めぐり」において、車いす来場者等にも配慮した事業の企画・運営などに取り組む。			継続						○
277	パブリック・コメントの推進とアンケート、モニター調査などによる市民ニーズの把握の充実	総合企画局 総合政策室	行政サービスを、様々な市民の意見を踏まえながら、市民本位のサービス提供を行うため、市民参加推進条例に基づき、本市の基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃等を行う際に、パブリック・コメントの実施を推進するとともに、アンケート・モニター調査に基づく市民ニーズの把握の充実を図る。		—	継続						○
278	医療通訳派遣制度	総合企画局 国際交流・共生推進室	日本語を母語としない外国籍市民等が適切な医療サービスを受け、健康で安心して暮らすことができるよう、病院での受診時等に通訳を派遣する医療通訳派遣を平成16年度から実施している。 ＊（公財）京都市国際交流協会等と共に実施		H16	継続						○
279	災害時多言語電話通訳サービス	総合企画局 国際交流・共生推進室	京都市内で災害が起こった際に、避難所等の運営者と来所された外国籍市民等が、電話先の通訳者を介してコミュニケーションをとることができるようにするサービス（令和2年度～）		R2	継続						○
280	外国籍市民総合相談窓口	総合企画局 国際交流・共生推進室	京都で暮らす外国籍市民の方が、在留手続・雇用・医療・福祉・出産・子育て・子どもの教育等に関する相談事が生じた際に、適切な窓口迅速に到達することができるよう、総合相談窓口を京都市国際交流会館に設置している。 （相談業務） ・外国人のための生活相談 ・外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業（行政通訳） ・外国人のための法律相談 ・行政書士による出入国管理手続き相談 ・カウンセリング・デイ（法律、ビザ、税、年金、メンタルヘルス等の専門相談）		R元	継続						○
281	第20回京都学生祭典（本祭）	総合企画局 総合政策室	車いす通行路（幅）の確保や、授乳スペースの確保など、子どもから高齢者まであらゆる方に楽しんでいただける対応を検討する。		—	継続						○
282	第20回京都学生祭典プレイベント（仮称）	総合企画局 総合政策室	車いす通行路（幅）の確保や、授乳スペースの確保など、子どもから高齢者まであらゆる方に楽しんでいただける対応を検討する。		—	継続						○
283	文化庁移転の機運醸成に係るシンポジウム	総合企画局 文化庁移転推進室	文化庁の全面的な移転の着実な推進と文化の力による全国の地方創生を目指し、京都府・経済界とも連携して、シンポジウム等を実施し、新たな文化行政の推進を広く全国に発信する。 ユニバーサルデザインに関しては、聴覚障害のある方や車椅子の方の観覧対応など、障害者の方に対応できるようにしている。		—	継続						○
284	犯罪被害者支援京都フォーラム	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	フォーラムにおいて、手話通訳の配置 【令和2年度】11月21日（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 【令和3年度】12月4日開催（事前の参加申込みの際併せて手話通訳の必要有無について募ったところ、希望者が無かったため、実際の配置はない）		—	継続						○
285	企業向け人権啓発講座	文化市民局 共生社会推進室	企業向け人権啓発講座において、手話通訳、要約筆記、車椅子及び補助犬の対応を設け、これらが必要となる方々の参加に配慮している。			継続						○
286	申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し	文化市民局 共生社会推進室	性別記載欄のある申請書等について全庁的な調査を実施し、性別記載欄の削除が可能なものについては削除を、削除が不可能なものについては、性別記載欄の記載方法について工夫※を行った。 ※ 男・女の2択ではなく、空欄（自由記載）とすることや、第3の選択肢として「答えたくない」を追加する等			継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
287	京都マラソン	文化市民局 市民スポーツ 振興室	ホームページを多言語にて作成。		H23	継続					○	○
288	京都薪能	文化市民局 文化芸術都市 推進室 文化芸術企画 課	・車いす通路（幅）及び観覧スペース確保 ・外国語パンフレット作成			継続					○	○
289	二条城桜まつり 2022	文化市民局 元離宮二条城 事務所	・車いすの無料貸し出し ・多機能トイレ 【3年度開催期間】3/19～4/11 【4年度開催期間】3/18～4/17		R3	継続	R4					○
290	能の世界へおこ しやすー京都薪 能鑑賞のために ー	文化市民局 文化芸術都市 推進室 文化芸術企画 課	・車いす通路（幅）及び観覧スペース確保 ・多機能トイレ及び授乳室の設置			継続						○
291	KYOTO EXPERIMENT 京 都国際舞台芸術 祭	文化市民局 文化芸術都市 推進室 文化芸術企画 課	・車いす通路（幅）及び観覧スペース確保 ・多言語版冊子の作成 ・多機能トイレ及び授乳室の設置			継続					○	○
292	京都芸術セン ターにおける各 種事業	文化市民局 文化芸術都市 推進室 文化芸術企画 課	・車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保 ・授乳（保育）コーナーを必要に応じて設置 ・車椅子の無料貸出 ・エレベーター、多機能トイレを設置 ・フリースペースには、階段があるため、車いす昇降機を 設置 ・南館入口には、車いすで移動できるようにスロープを設 置 ・イベントカレンダー（英語）の作成 ・京都芸術センターホームページの日本語・英語表記			継続					○	○
293	京都ビッグ・パ ンド・フェス ティバル	文化市民局 文化芸術都市 推進室 文化芸術企画 課	・車いす通路（幅）及び観覧スペース確保 ・多機能トイレ及び授乳室の設置			継続						○
294	だれもが利用し やすいように配 慮した商店街づ くりへの支援	産業観光局 地域企業イノ ベーション推 進室	商店街等が、高齢者、障害者に配慮するなど快適で安心 な買い物環境を提供するために実施する事業に対して助成 する（昭和37年～補助金制度を実施）。			継続						○
295	修学旅行生用 ホームページ 「きょうと修学 旅行ナビ」の運 営	産業観光局 観光MICE推 進室	修学旅行生用ホームページ「きょうと修学旅行ナビ」に おいて、修学旅行に必要な京都の歴史、文化、観光、交通 などの幅広い情報を一元的に発信する。 また、あらゆる児童・生徒に修学旅行を楽しんでいただ くため、車椅子で拝観できる寺院・神社や文化施設、宿泊 施設、トイレなどを紹介する「京都ユニバーサル観光ナ ビ」に関する情報提供を行う。		－	継続						○
296	京都市ユニバ ーサルツーリ ズム推 進事業	産業観光局 観光MICE推 進室	市内の観光モデルコース20コースの見どころや周辺のバ リアフリー情報を紹介するとともに、市内の観光施設・宿・ 交通機関のバリアフリー情報、多機能トイレ（車いす、ベ ビーベッドあり、オストメイトあり等）や点字・手話による 案内の有無などを検索できるホームページ「京都ユニバ ーサル観光ナビ」を利用して京都の魅力を発信する。 また、障害者、高齢者とその家族等の多様なニーズに応 えるため、「京都ユニバーサルツーリズムコンシェルジュ 制度」を創設し、誰もが安心して京都観光を楽しんでもら える環境づくりに取り組んでいる。		H20	継続						○
297	京都ものづくり フェア ※主催は京都も のづくりフェア 実行委員会（本 市も構成団体）	産業観光局 産業企画室	京都のものづくりの素晴らしさや大切さを広くアピールす るとともに、将来のものづくりの担い手を養成するきっか けづくりを目的として、京都の団体や企業が商品や技術・ 技能を披露する展示会を開催。当展示会会場で車いす通行 路（幅）の確保を行う 令和元年度：11月9日、10日開催 令和2年度：11月5日～3月31日（Web開催）			継続						○
298	京都ジョブ博 （大規模合同企 業説明会） ※主催は京都府中 小企業人材確保推 進機構（本市も構 成団体）	産業観光局 産業企画室	京都労働局・京都府・本市・経済団体・労使団体が共催 する合同企業説明会において、例年、会場で車いす通路 （幅）の確保を行っているが、新型コロナウイルス感染症 の影響を受け、令和2年度は合同企業説明会を中止し、代わ りにオンラインでの企業説明会を開催予定。 令和元年度：7月20日開催 令和2年度：9月5日開催（オンライン）			継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
299	京都市中央市場 「鍋まつり」	産業観光局 中央卸売市場 第一市場	鍋まつり会場内において、車いす来場者用の飲食スペースの確保する（H30障害者差別解消法関連、R1障害者差別解消法関連）。 平成30年度：11月23日開催 令和元年度：11月23日開催 令和2年度：中止		—	継続						○
300	第7回「京都肉」祭	産業観光局 中央卸売市場 第二市場	会場案内の多言語表記を行う。		—	継続						○
301	社会福祉法人役員等研修会及び指導監査等説明会	保健福祉局保 健福祉部監査 指導課	会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースを確保している。			中・休 止						○
302	介護保険・障害福祉サービス事業者等に係る集団指導	保健福祉局保 健福祉部監査 指導課	会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースを確保するとともに、参加者からの希望があれば手話通訳者を配置している。			中・休 止						○
303	手話通訳者派遣事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	手話を意思伝達の手段とする聴覚障害のある方の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣する。			継続						○
304	要約筆記者派遣事業	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	中途失聴、難聴の方の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、要約筆記者を派遣する。			継続						○
305	手話通訳者の配置	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	来庁された聴覚障害のある方のため、平成3年5月から各保健福祉センターに手話通訳者を設置している。 設置先：各区役所・支所 障害保健福祉課 令和3年度からは、手話通訳者の配置がない日等については、タブレットを使用した遠隔手話通訳の利用を可能とした。			継続						○
306	ユニバーサル上映補助制度	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	ユニバーサル上映（映画の字幕及び音声ガイド付き上映）をしようとする団体又は個人に対し、本市が上映経費の一部を負担し、「情報のユニバーサルデザイン」の普及推進を図る。また、補助を適用した上映の際に、市が作成したCM映画によりユニバーサルデザインについてPRする（令和4年度、5年度は補助事業休止）。 令和4年度は市内の映画館におけるユニバーサル上映の拡大に向けた働きかけ等を行う。			中・休 止					○	○
307	人にやさしいサービス宣言の普及と情報発信	保健福祉局 障害保健福祉 推進室	物販店や飲食店等がより多くの人にとって利用しやすいものとなるよう、サービス面で工夫、配慮していることをお店に宣言してもらい、店頭に、みやこユニバーサルデザインのシンボルマークを用いたステッカー等を掲示してもらう。 あわせて、そのお店の宣言内容等の情報をホームページ等で発信する。			継続		○				○
308	障害者手帳アプリによる障害者割引の実施	各施設等所管局	障害のある方の移動及び施設の利用上の利便性を向上するため、本市施設等において障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示により障害者割引を実施（令和3年5月から） 【対応施設】京都市京セラ美術館、京都市動物園、元離宮二条城等の文化・スポーツ・教養施設、市営駐車場、駐輪場等		R3	継続						○
309	相談支援	保健福祉局地域リハビリテーション推進センター	○「からだの動きに障害のある方の相談」 からだの動きに障害のある方を対象に、理学療法士等の専門職員がその方の身体機能を評価し、日常生活の支障を取り除く方法等の助言を行う。 ○「失語症のある方の相談支援事業」 失語症のある方やその家族、支援者に対して、セラピストが個別相談やグループワークを実施することにより、障害の理解を深めたり、失語症のある方の社会参加を促すことを目的として実施する。 ○「高次脳機能障害者支援センター専門相談」 高次脳機能障害に関連した日常生活や社会生活上の困りごとについて支援コーディネーターが電話や来所での相談支援を実施する。			継続						○
310	アスニー特別講演会	教育委員会事務局 生涯学習部施設運営担当	会場内に、手話通訳者、要約筆記者を配置したり、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
311	京都市高次脳機能障害者支援センター 交流会	保健福祉局地域リハビリテーション推進センター	高次脳機能障害の当事者や家族に情報交換や交流を行う機会を提供。支援コーディネーターが助言を行う。			継続						○
312	戦没者追悼献花	保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課	・車いす通路（幅）の確保			継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづく り
313	地域福祉推進セミナー	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室 健康長寿企 画課	会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースを確保する予定。			継続						○
314	老人福祉員研修会	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室 健康長寿企 画課	会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースを確保している。			継続						○
315	新任・民生委員・児童委員及び主任児童委員研修会	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室 健康長寿企 画課	会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースを確保する予定。			継続						○
316	京都市社会福祉大会	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室 健康長寿企 画課	会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保、ヒアリングループの設置、要約筆記者、手話通訳者を配置する予定。			継続						○
317	手話通訳、要約筆記の実施	保健福祉局 生活福祉部 保険年金課	健康啓発事業である『健康づくり講演会』では、手話通訳・要約筆記を実施することで、聴覚障害者への配慮を行っている。			継続						○
318	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	保健福祉局 健康長寿のま ち・京都推進 室介護ケア推 進課	高齢又は障害のある外国籍市民に対して訪問相談等のサービス利用支援等を行う団体に対して助成し、これらの外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。			継続						○
319	学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策事業	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未 来部育成推進 課	学童クラブに障害のある児童を受け入れている館所に対し、事業費の加算や介助者の派遣を行い、統合育成の推進を図る。		—	継続						○
320	京都版ブックスタート事業	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未 来部子ども家 庭支援課	各区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所で実施する8箇月児健康診査において、絵本1冊とリユースできる手提げ袋等を合わせた「読み聞かせスタートバック」を贈呈し、絵本に親しむきっかけづくりを推進している。配布する絵本1冊については、5冊の中から選べるものであるが、視覚障害のある方については、別途「点字絵本」や「触感を楽しむ絵本」を用意しており、それぞれ3冊ずつの中から1冊を選べるようになっている。		H28	継続					○	○
321	みらいっこまつり	子ども若者はぐくみ局 こどもみらい 館	館内に、乳幼児用階段手すりや授乳室等を設置			中・休 止						○
322	京都市はたちを祝う記念式典	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未 来部育成推進 課	毎年1月上旬に開催している京都市はたちを祝う記念式典では、聴覚に障害のある方への対応として、前列に座席を用意し、手話通訳を行うとともに、専用スクリーンに要約筆記を映している。		—	継続						○
323	簡易筆談器の設置	全区役所・支 所	区役所・支所における市民応対窓口サービスの向上を目的として、聴覚障害のある市民が来庁された際に円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、窓口簡易筆談器を設置する。		H20	継続						○
324	庁舎案内	北区役所 地域力推進室	毎週月・金曜日に管理職職員が来庁者に庁舎案内等のサービスを行っている。（平成24年度で終了） 平成23年度から、本庁舎2カ所、西庁舎1カ所にモニター広告を実施し、行事案内や会議案内を行っている。			継続						○
325	「お客様の声」による意見聴取	北区役所 地域力推進室	区民の方から様々な意見・提案等をお聞きするため、平成17年7月に「お客様の声」を設置した。		H17	継続						○
326	人権月間記念事業「北区人権のつどい」	北区役所 地域力推進室	人権啓発を目的とした、講演会等の催しにおいて、手話通訳・要約筆記を実施する。また、開催会場には、車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保、授乳（保育）コーナーの設置などユニバーサルデザイン対応された京都市北文化会館を利用している。			中・休 止						○
327	北区民文化フェスティバル	北区役所 地域力推進室	北区内で文化的なサークル活動を行っている団体に対し、自団体の活動を発表する場を提供することによって、地域により一層の文化の振興と育成を図るとともに、区民相互のふれあいを深めることを目的に、「北区民文化フェスティバル」を開催する。開催会場は、車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保、授乳（保育）コーナーの設置などユニバーサルデザインに配慮した会場（京都市北文化会館）とする。			中・休 止						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
328	上京区憲法月間「映画のつどい」におけるユニバーサル上映の実施	上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	憲法月間事業として実施している「映画のつどい」において、視覚障害のある方、聴覚障害のある方にも楽しんでいただけるよう、日本語字幕及び音声ガイドを付けたユニバーサル上映を実施する。講演についてはパソコン要約筆記、手話通訳を実施。			中・休 止						○
329	上京新能	上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	文化振興事業として実施している「上京新能」において、車いすで来場された方には通路及び観覧スペースの確保を行う。			継続						○
330	上京区民ふれあいまつり	上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	上京区民ふれあいまつり事業として毎年10月に実施している「上京区民ふれあいまつり」において、車いすで来場された方には、通路及び観覧スペースの確保を行う。また、オープニングセレモニーでは、手話通訳者を配置する。			中・休 止						○
331	上京区140周年記念事業「みんな仲間！上京文化芸術祭」	上京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	上京区140周年記念事業として実施している「みんな仲間！上京文化芸術祭」において、車いすで来場された方には通路及び観覧スペースの確保を行い、舞台発表時には手話通訳を実施した。			中・休 止						○
332	上京の子どもまつり	上京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室	上京区内の文化や伝統産業を紹介すると共に、子どもたち同士のふれあいや体験・学習・遊びの場を提供するイベントに、乳児連れの親子にも気軽に参加してもらえるように授乳・おむつ替えコーナーを設置し、車いすの方にも参加してもらえるようスタッフによる案内やスペースの確保などの対応をとる。			継続						○
333	左京区民ふれあいまつり	左京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	・会場において、車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保をしている。 ・開会式典時に手話通訳導入 ・授乳スペースの設置			継続						○
334	人権啓発事業「講演会等」における手話通訳の導入	左京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	左京区民ふれあいまつり事業実行委員会と左京区地域啓発推進協議会が協働で実施する「講演会等」において、耳の不自由な方にも参加していただけるよう取り組んでいる。（手話通訳、映画上映時の字幕の追加）			継続						○
335	中京区民ふれあいまつり	中京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	中京区民ふれあいまつり事業実行委員会が主催する「中京区民ふれあいまつり」において、車いす対応移動トイレを設置する。		—	中・休 止						○
336	子どもふれあい鑑賞会におけるバリアフリーの実施	中京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	中京区民ふれあいまつり事業実行委員会が主催する「子どもふれあい鑑賞会」において、車いすの利用者にも楽しんでいただけるようバリアフリーを実施する。 ・車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保		—	中・休 止						○
337	人権映画鑑賞会におけるバリアフリーの実施	中京区役所地域力推進室まちづくり推進担当	中京区民ふれあいまつり事業実行委員会が主催する「人権映画鑑賞会」において、視覚障害のある方、車いすの利用者、親子連れにも楽しんでいただけるようバリアフリーを実施する。 ・車いす通路（幅）及び親子等個室観覧スペースの確保 ・託児保育の設置 ・日本語字幕付与		H29	中・休 止						○
338	イベント等におけるバリアフリーの推進	東山区役所地域力推進室	人権月間啓発事業「映画の集い」（主催：東山区地域啓発推進協議会）の開催にあたり、バリアフリー上映（日本語字幕、副音声）を実施している。			継続						○
339	観光支援コミュニティの運営	東山区役所地域力推進室	車いすの介助や荷物の一時預かり等のおもてなしサービスを提供する商店や施設等で作る「東山観光支援コミュニティ（「京都・東山観光おもてなし隊」）」を運営し（平成25年度創設）、東山に訪れる観光客が安全、安心して快適な観光が楽しめるよう、各種の取組を行っている。 車いす貸出事業や、区民ぐるみでおもてなしの心を醸成するため、「東山おもてなし学校」を年間で数回程度実施している。			中・休 止						○
340	東山区民ふれあひひろば	東山区役所地域力推進室	車いす通路及び観覧スペースの確保をしている。 また、オープニングセレモニーでは、手話通訳者を配置している。			中・休 止						○
341	ふれあい“やましな”2021区民まつり	山科区役所地域力推進室まちづくり推進担当	令和3年11月23日に行うふれあい“やましな”実行委員会が実施する「ふれあい“やましな”2021区民まつり」において、来場者用臨時トイレとして、車いす対応用のトイレを設置する。 また、オープニングセレモニーでは、手話通訳者を配置する。			継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

								56	126	3	108	143
No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
342	憲法月間「山科区憲法月間講演のつどい」又は、「山科区憲法月間映画のつどい」におけるバリアフリーの実施	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	令和3年5月26日に憲法月間事業として実施する「山科区憲法月間のつどい」における講演について、手話通訳及び要約筆記をステージ上で行った。また、車いす観覧スペースを確保した。			継続						○
343	ふれあい“やましな”2022区民ふれあい文化祭	山科区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	ふれあい“やましな”実行委員会が実施する「ふれあい“やましな”2022区民ふれあい文化祭」において、車いすでも参加できるように通路を確保する。 (なお、「ふれあい“やましな”2021区民ふれあい文化祭」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、東部文化会館での展示ではなく、オンラインによる展示に切替えて実施した。)			継続						○
344	憲法月間事業及び人権月間事業における手話通訳者の実施	下京区役所 地域力推進室	憲法月間(5月)及び人権月間(12月)における講演会等において、参加者から希望があれば、手話通訳者を配置している。			継続						○
345	人権月間「心のふれあい みんなの広場」における手話通訳の導入	南区役所 地域力推進室	人権月間事業として実施している研修会において、利用希望者があれば手話通訳を行う。 また、車いす通行路(幅)及び観覧スペースの確保が可能な「龍谷大学響都ホール校友会館」を会場としている。			継続						○
346	南区民文化芸能フェスティバル	南区役所 地域力推進室	南区民ふれあい事業として実施している「南区民文化芸能フェスティバル」では、車いす通行路(幅)及び観覧スペースの確保が可能な「龍谷大学響都ホール校友会館」を会場としている。			継続						○
347	右京区民ふれあいフェスティバル	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	式典時のステージ上に手話通訳者を配置している。			中・休 止						○
348	右京区民文化フェスティバル	右京区役所 地域力推進室 まちづくり推 進担当	会場において車いす通路及び観覧スペースの確保を行う。			継続						○
349	西京区民ふれあいまつり (ステージ発表のみ)	西京区役所 地域力推進室 洛西支所 地域力推進室	オープニングセレモニーにおいて手話通訳者及び要約筆記者を配置するとともに、ステージ発表の会場において、車椅子の方も不自由なく観覧していただけるよう、入口及びステージに近い場所に車椅子の方用のスペースを確保している。		－	中・休 止						○
350	「西京区民映画のつどい」	西京区役所 地域力推進室	人権月間事業として実施する「西京区民映画のつどい」において、障害のある方には優先的に鑑賞していただくとともに、車椅子の方も不自由なく鑑賞していただけるよう、入口及びステージに近い場所に車椅子の方用のスペースを確保する。 また、視覚障害又は、聴覚障害のある方にも楽しんでいただけるよう、日本語字幕・副音声を付けたバリアフリー上映を実施し、開演時には手話通訳者を配置する。		－	中・休 止						○
351	憲法月間「西京区民映画のつどい」	洛西支所 地域力推進室	憲法月間「西京区民映画のつどい」において、車椅子の方も不自由なく観覧していただけるよう、入口に近い場所に車椅子の方用のスペースを確保するとともに、視覚障害又は聴覚障害のある方にも楽しんでいただけるよう、日本語字幕・副音声を付けたバリアフリー上映を実施する。			継続						○
352	貸出用車椅子の設置	洛西支所 地域力推進室	来庁者貸出用車椅子の設置			継続						○
353	講演会等における手話通訳の実施 車椅子席の設置	伏見区役所 地域力推進室 深草支所 地域力推進室	ふしみ人権の集い実行委員会が主催で開催する講演会(学習会等)の際に手話通訳を行い、また車椅子参加者用座席を設置するなど、身体の不自由な方も気軽に参加できるよう取り組んでいる。			継続						○
354	ふしみ人権の集いにおけるバリアフリーの実施	伏見区役所 地域力推進室	耳の不自由な方や車いすの利用者にも楽しんでいただけるようバリアフリーを実施する。 ・手話通訳者 ・車いす通行路(幅)及び観覧スペースの確保		－	継続						○
355	伏見ふれあいプラザにおけるバリアフリーの実施	伏見区役所 地域力推進室	耳の不自由な方や車いすの利用者にも楽しんでいただけるようバリアフリーを実施する。 ・手話通訳者、要約筆記 ・車いす通行路(幅)及び観覧スペースの確保		－	中・休 止						○
356	伏見区民文化祭・区民茶会におけるバリアフリーの実施	伏見区役所 地域力推進室	車いすの利用者にも楽しんでいただけるようバリアフリーを実施する。 ・車いす通行路(幅)及び観覧スペースの確保		－	継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
357	伏見区民文化 フェスティバル におけるバリア フリーの実施	伏見区役所 地域力推進室	車いすの利用者にも楽しんでいただけるようバリアフリーを実施する。 ・車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保		—	継続						○
358	全ての人にとっ て利用しやすい 庁舎づくり	伏見区役所 地域力推進室	体の不自由な方でも利用しやすいようにする。 ・車いすの貸し出し		—	継続						○
359	全ての人にとっ て利用しやすい 庁舎づくり	深草支所 地域力推進室	体の不自由な方でも利用しやすいようにする。 ○来庁者用の車椅子の設置			継続						○
360	深草ふれあいブ ラザ	深草支所 地域力推進室	オープニングで手話通訳を実施（第26回平成28年10月16日 開催時から）			継続						○
361	伏見区運営方針 「全ての人に とって利用しや すい醍醐支所を めざして」	醍醐支所 地域力推進室	健康づくり推進室のカウンターに車いす方用の記載台を設 置した（平成21年度から設置）			継続						○
362	醍醐ふれあいブ ラザ	醍醐支所 地域力推進室	会場において、多機能トイレを開放し、授乳（保育）コー ナーを設置している。			継続						○
363	人権を考える講 演会	醍醐支所 地域力推進室	・手話通訳者の配置 ・車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保			継続						○
364	福祉のまち醍 醐・交流大会	醍醐支所 地域力推進室	・手話通訳者の配置 ・車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保			継続						○
365	投票所への車い す設置	選挙管理委員 会事務局 選挙課	選挙時に、要望のある投票所（期日前投票所を含む。） に、車いすを設置している。			継続						○
366	投票所への仮設 スロップ設置	選挙管理委員 会事務局 選挙課	選挙時に、有権者からの要望等をふまえ、設置可能な投 票所に、仮設スロップを設置している。			継続						○
367	投票所における コミュニケーション ボードの 設置	選挙管理委員 会事務局 選挙課	聴覚に障害のある有権者等が投票所に来られた際に円滑 なコミュニケーションを図ることができるよう、投票につ いてのよくある質問や依頼をイラストでまとめ、指差して 意思を伝達できるコミュニケーションボードを設置してい る。			継続					○	○
368	障害のある方を 対象とした職員 採用試験をはじ めとした採用試 験における受験 への配慮	人事委員会事 務局	障害のある方を対象とした職員採用試験やその他職員採 用試験において、視覚や聴覚、四肢等の身体の障害又は精 神の障害の状態に応じた受験環境を整備。			継続						○
369	京都市職員採用 ガイダンス	人事委員会事 務局	これまで3月に実施していたガイダンスでは、あらかじめ 車いす観覧スペースを確保、手話通訳者を配置してい た。 令和3年度は、ウィズコロナ時代に対応するべく、令和 元、2年度同様に開催プログラムを動画撮影しホームページ で配信したほか、職種別説明会をオンラインで実施し た。			中・休 止						○
370	京都市消防出初 式	消防局総務部 総務課	新春恒例の行事として、消防職団員による訓練や行進を 通じてあらゆる災害に立ち向かう力強い「京都消防」の姿 を披露し、1年間の無火災の実現に向け決意を新たにす ることを目的として開催するもの。不特定多数の見学者を 想定し、観覧席に車いすが通行可能な通路（幅）の確保及び 専用の見学スペースを設置。			継続						○
371	消防救助技術 東近畿地区指導 会	消防局総務部 総務課	高度化が進む救助技術の習得、救助隊員として必要な強 靱な体力と精神力を養うことを目的として、東近畿地区消 防本部の隊員約400名が人命救助技術を競うために開催 されるもの。幅広い見学者の来場を想定し、授乳室や身障 者用の駐車場を設けている。			継続						○
372	消防団フェスタ	消防局総務部 消防団課	消防団充実強化実行チームによる企画・運営事業の一環 として、消防団をより身近に感じていただくとともに、入 団促進や防火防災意識の向上を図るため、消防団員自らが 企画立案し、当日の運営まで行うもの。不特定多数の来場 を想定し、手話通訳者や授乳室を設置。			継続						○
373	バスロケーショ ンシステムの導 入	交通局 自動車部 技術課	バス停にインターネット環境を整備し、それを活用した 「モニター型」のバス接近表示器を導入し、バス待ち環境 の向上に努める。（平成30年度令和3年度は1基整備）		H26	継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
374	地下鉄のダイヤ改正	交通局 高速鉄道部 運輸課	烏丸御池駅における烏丸線・東西線の乗継時間の短縮や最終電車の全方向乗継が可能なシンデレラクロスを導入し、夜間時間帯の利便性向上を目的としたダイヤ改正を平成22年3月19日に実施した。 また、烏丸線における午前時間帯の混雑緩和の為、平日に一往復の増便を行うダイヤ改正を平成26年9月21日に実施した。 さらに、烏丸・東西両線において、終電の利用が最も多い金曜日に、終電を30分延長する「コトキン・ライナー」の運行を平成27年10月2日から開始した。 平成30年3月17日にダイヤ改正を実施し、烏丸線は朝夕の通勤通学時間帯に4往復の増便を実施して利便性を向上するとともに、東西線は午前9時台以降に乗り入れる京阪車を太秦天神川駅行きに変更し、京都市役所前駅止まりによるご不便を改善した。 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお客様数減少のため、令和4年3月19日に御利用状況を踏まえたダイヤ改正を実施し、午後9時以降、烏丸・東西両線において4本を減便を行った。 引き続き、円滑な乗継や乗換えが行えるよう、他社線・バスとも情報交換を行い、調整を図っていく。		H22	継続						○
375	多言語コールセンターのサービスの提供	交通局 企画総務部 営業推進課	外国人観光客の方々に市バス・地下鉄をより快適にご利用いただけるよう、すべての案内所、定期券発売所において、平成24年5月から多言語コールセンターのサービスを提供している。 令和3年度から当該サービスは休止。		H24	中・休止					○	○
376	水道・下水道施設の一般公開におけるユニバーサルデザインの推進	上下水道局 総務課	蹴上浄水場一般公開時に、介護スタッフを2名常駐させ、介護が必要な来場者へのサービスを実施した。 鳥羽水環境保全センター一般公開時に、駐車場から出発する場内循環バスに乗りすることができない来場者について、藤棚近くの入口で降車いただける旨をご案内した。 蹴上浄水場、鳥羽水環境保全センターの一般公開時に、肢体不自由のあるお客さま等に車イスの貸し出しを行った。 授乳（保育）コーナーを設置した。 ※令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス等の影響により、開催なし。			中・休止						○
377	京都21世紀教育創造フォーラム等の開催	教育委員会事務局 指導部 学校指導課 (教育ICT化推進・社会連携担当)	経済界、大学、教育界、行政、メディア等がお互いの垣根を越えた新しい教育のあり方を創造するために設立された「京都教育懇話会」（平成20年5月設立）において、継続的に次世代の教育や人材育成のあり方について討議し、その成果発表として毎年度「京都21世紀教育創造フォーラム」を開催する。なお、参加者への配慮として、車いす通路（幅）及び観覧スペースのある会場を確保するなど、バリアフリー化を推進する。			継続						○
378	京都堀川音楽高校演奏会におけるバリアフリー化の推進	教育委員会事務局 指導部 学校指導課 (高校担当)	車いす通路（幅）及び観覧スペースのある会場を利用するなど、バリアフリー化を推進する。			継続						○
379	公立高校合同説明会におけるバリアフリー化の推進	教育委員会事務局 指導部 学校指導課 (高校担当)	車いす通路（幅）及び観覧スペースのある会場を利用するなど、バリアフリー化を推進する。			継続						○
380	幼稚園・小学校・中学校に関わる文化芸術鑑賞・展示会等のイベントにおけるバリアフリーの推進	教育委員会事務局 指導部 学校指導課 (初中担当)	心豊かな人間性の育成などを図るため、日頃の活動の成果の発表や高度な文化芸術を体験するためのイベントを開催するにあたり、車いすを利用する幼児・児童・生徒や保護者等のために車いす通路（幅）及び観覧スペースのある会場の利用を進めたり、幅広い方に参加いただくため授乳コーナーを設置するなどの取組を推進している。			継続						○
381	京都市少年合唱団定期演奏会	教育委員会事務局 指導部 生徒指導課	京都コンサートホールで開催する京都市少年合唱団の演奏会において、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
382	京都市少年合唱団修了演奏会	教育委員会事務局 指導部 生徒指導課	京都コンサートホールで開催する京都市少年合唱団の演奏会において、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
383	京都市立塔南高校吹奏楽部演奏会におけるバリアフリー化の推進	教育委員会事務局 指導部 学校指導課 (高校担当)	車いす通路（幅）及び観覧スペースのある会場を利用するなど、バリアフリー化を推進する。			継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづ くり
384	京都市生涯学習 市民フォーラム シンポジウム	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進 担当	一般市民の参加を得て行う「京都市生涯学習市民フォーラム」シンポジウムでは、手話通訳及び託児の対応を行っている。			中・休 止						○
385	京都市学校・幼稚園PTA感謝 の集い 親子コンサート	教育委員会事務局 生涯学習部 学校地域協働 推進担当	京都市立学校・幼稚園PTA会長（市内私立幼稚園のPTA会長を含む。）に感謝状を贈呈する式典及び式典終了後に行われる京都市民管弦楽団による親子コンサートにおいて、車いす通路（幅）及び観覧スペースの確保を行っている。また手話通訳を実施している。 （令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止） （令和3、4年度はイベント事業の見直しにより予算措置されず休止）		H16	中・休 止						○
386	京都市PTA フェスティバル	教育委員会事務局 生涯学習部 学校地域協働 推進担当	PTA会員が一堂に集う、PTAフェスティバルにおいて、車いす用飲食スペースの確保を行っている。 （令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会場での開催は中止） （令和3年度はイベント事業の見直しにより予算措置されなかったため、市P連の自主財源で代替事業の実施を検討中） （令和4年度はイベント事業の見直しにより予算措置されなかったため、市P連の自主財源で代替事業の実施を検討中）		H10	継続						○
387	ゴールドンエイ ジアカデミー	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	会場内に、車いす観覧スペースを確保する。 中継会場にヒアリングループの設置。			中・休 止						○
388	アスニーコン サート	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	会場内に、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
389	アスニーこども コンサート・ キッズシネマ	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	キッズシネマ上映にあたって、日本語の字幕や副音声のある映画を上映（一部）するとともに、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
390	アスニーシネマ	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	会場内に、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
391	人権啓発映画試 写会	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	上映にあたって、日本語の字幕や副音声のある映画を上映（一部）するとともに、車いす観覧スペースを確保する。			継続						○
392	視聴覚セン ター・映像資料 のバリアフリー 上映	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	生涯学習総合センターで開催するアスニーキッズシネマにおいて、アニメの中で日本語の字幕や副音声があるバリアフリー上映を選定している。また、視聴覚センターで貸出している人権啓発映像資料のうち字幕入りでも制作されているものは、字幕なしと字幕入りの両方を同時に購入している。			継続						○
393	古典の祭典	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	会場内に、車いす観覧スペースを確保する。 中継会場にヒアリングループの設置。			中・休 止						○
394	アスニーセミ ナー	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	会場内に、手話通訳者、要約筆記者を配置したり、車いす観覧スペースを確保する。 ヒアリングループの設置。			継続						○
395	「青少年のための 科学の祭典」京 都大会	教育委員会事務局 青少年科学 センター	プラネタリウム内に、車いす観覧スペースを確保するとともに、館内に授乳コーナーを設置している。			継続						○
396	科博連サイエ ンス・フェスティ バル	教育委員会事務局 青少年科学 センター	プラネタリウム内に、車いす観覧スペースを確保するとともに、館内に授乳コーナーを設置している。			継続						○
397	字幕つきプラネ タリウムの上映	教育委員会事務局 青少年科学 センター	一部のプラネタリウム上映において、聴覚障害のある方にも楽しんでいただけるよう、日本語字幕を付けて実施している。			継続						○
398	特別貸出制度	教育委員会事務局 各図書館	身体に障害がある方に対し、一般の貸出より条件を緩和して貸し出す制度を実施。貸出冊数1人1回20冊以内、貸出期間1ヶ月以内（一般は貸出冊数1人1回10冊以内、貸出期間2週間以内）			継続						○

ユニバーサルデザインに関する施策、取組一覧【令和4年度】

No.	施策、取組の名称	所管課 (局及び室・課等)	施策、取組の概要	障害者 差別解 消法	開始 年度	区分	完了 年度	56 126 3 108 143 指針の分野				
								普及推 進	まちづ くり	ものづ くり	情報づ くり	サービ スづく り
399	障害のある方を対象とした教員採用試験における特別選考の実施	教育委員会事務局 総務部 教職員人事課	教員採用試験において、障害のある方（身体障害者手帳（1級～6級）、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方）を対象とした特別選考を実施し、障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長等の配慮を可能な範囲で行う。			継続						○
400	バリアフリー映画会（ユニバーサル上映）	教育委員会事務局 生涯学習部施設運営担当	優先入場（障害がある方）を実施する。 上映にあたって、日本語の字幕や副音声のある映画を上映するとともに、車いす観覧スペース及び盲導犬同伴席を確保し、一部ヒアリンググループを設置する。			継続						○

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要 (令和4年法律第50号)

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条)

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務(5条)
- ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条)
- ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ol style="list-style-type: none">①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援③関係者による「協議の場」の設置 など <p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ol style="list-style-type: none">①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など <p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ol style="list-style-type: none">①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上②事業者の取組への支援 など | <p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none">①相談対応に当たっての配慮②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 <p>(5) 国民の関心・理解の増進(15条)</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p> <p>(6) 調査研究の推進等(16条)</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p> |
|---|--|

- 障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日: 令和4年5月25日